

平成 28 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書（案）

一. 本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣からなる「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、「日本経済再生本部」の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定し、これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定、
- ・平成 27 年 2 月に「平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 27 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」を閣議決定、
- ・平成 27 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定
- ・平成 28 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2016 年版）」（以下「実行計画 2016」という。）を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「平成 27 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 28 年 6 月に「日本再興戦略 2016」を閣議決定

している。

また、平成 28 年 9 月に「日本経済再生本部」の下、「未来投資会議」の開催を決定した。

本報告書では、実行計画 2016 に定められた産業競争力の強化に関する施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 6 条第 10 項により、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき作成するものである。

二. 重点施策の進捗・実施の状況及び効果

1. 「日本産業再興プラン」関連

(1) 産業の新陳代謝の促進

①KPI の主な進捗状況¹

《KPI》「今後3年(2015年度まで)の内に、設備投資をリーマンショック前の水準(年間約70兆円(2007年までの5年間平均))に回復させることを目指す」

【1】

2012年度：64.9兆円 ⇒ 2015年度：81.2兆円

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【2】

開業率 2012年度：4.6% ⇒ 2015年度：5.2%

廃業率 2012年度：3.8% ⇒ 2015年度：3.8%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣 ²
コーポレートガバナンスの強化	「スチュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」が車の両輪となって、投資家側と会社側双方から、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上が促されるよう、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、引き続きその普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言する。	平成27年9月より「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を定期的で開催し、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、必要な施策について検討を行った。同会議において、平成28年2月に、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方について、また、平成28年11月に、機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方について、それぞれ意見書を取りまとめた。	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)) 法務大臣 経済産業大臣

¹ KPIの末尾にカッコ書きしている番号は、別添の「KPIの進捗状況について」における整理No.を参考までに付しているもの。

² 産業競争力強化法第6条第3項において、産業競争力の強化に関する実行計画における「担当大臣」とは内閣法(昭和22年法律第5号)にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、括弧内に、本報告書の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を参考として記載している。

<p>統合的開示に向けた検討等</p>	<p>金融審議会において、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく開示を検証し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等を含め、統合的な開示の在り方について平成 27 年度中に総合的に検討を行い、結論を得る。</p>	<p>金融審議会ワーキング・グループにおいて、決算短信、事業報告等、有価証券報告書の開示内容の整理・共通化・合理化や、より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し等に関する提言を盛り込んだ報告を平成 28 年 4 月に取りまとめた。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融）） 法務大臣 経済産業大臣</p>
<p>株主総会プロセスの見直し等</p>	<p>招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について、経済産業省が設置した研究会（法務省も参加）において検討を行っており、平成 28 年早期に同研究会としての結論を得る。</p>	<p>経済産業省に設置された「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」において、①株主総会の招集通知等の電子提供、②議決権行使プロセスの電子化、③株主総会関連日程の適切な設定、④対話支援産業の役割等に関する提言を盛り込んだ報告を平成 28 年 4 月に取りまとめた。同時に、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とする方向での制度整備を求める提言を取りまとめた。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融）） 法務大臣 経済産業大臣</p>
<p>サービス産業の活性化・生産性の向上</p>	<p>サービス産業関連事業者団体と地域の中小企業団体・地域金融機関等の支援機関の双方を活用したサービス産業の活性化・生産性の向上に向けた取組を全国で促進させるため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 28 年通常国会で、事業分野毎に策定する経営力向上のための指針に沿った事業計画（「経営力向上計画」）を実施する中小企業・小規模事業者等に対して税制・金融等による支援を行う、中小企業等経営強化法（平成 28 年法律第 58 号）が成立した。本法では、サービス産業関連事業者団体等が「事業分野別経営力</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融）） 総務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>

		<p>向上推進機関」として事業者に対して本施策の普及啓発や人材育成を行い、また地域金融機関や中小企業団体等が「経営革新等支援機関」として事業者の経営力向上計画の作成・実施を支援することとした。平成 28 年 7 月の施行から同年 12 月末までに約 1 万件の認定を行ったところ。</p>	
ベンチャー支援	<p>ベンチャー関連施策を有機的に統合・連携し、2020 年までのロードマップとなる「ベンチャー・チャレンジ 2020 (仮称)」をグローバル・ベンチャー企業創出の苗床となる大学改革等とも連携しつつ、可能な限り速やかに策定する。</p>	<p>平成 28 年 4 月に「ベンチャー・チャレンジ 2020」を日本経済再生本部において決定し、2020 年を一つの目標とした我が国のベンチャー・エコシステムの目指すべき絵姿と、それを実現するための政策の方向性、民間等のエコシステムの構成主体との連携の在り方についてとりまとめた。これを受けて、政府関係機関コンソーシアム及びアドバイザリーボードを設置し、関係施策を一体的に実施するための議論を進めている。</p>	<p>内閣総理大臣 (経済再生担当大臣)</p>
IoT・ビッグデータ・人工知能等による産業構造・就業構造の変革	<p>①IoT・ビッグデータ・人工知能のもたらす産業構造、就業構造、経済社会システムの変革が、いつ頃にどのような形で生じ、②企業にとって、どのようなビジネスチャンスが生まれてくる可能性があるのか、③こうした好機をつかむため、政府や民間企業はどのような対応(規制制度改革、研究開発・設備・人材投資等)を進めておく必要があるのか、どのような対応を怠った場合に日本企業が立ち遅れてしまう可能性があるのか等について</p>	<p>平成 28 年 4 月に、産業構造審議会において、「新産業構造ビジョン」の中間整理を実施した。この中で、第 4 次産業革命のインパクト及び産業構造・就業構造の変革の方向性を踏まえた我が国の基本戦略と具体的取組を提示した。今後、同審議会において議論を継続し、平成 29 年春に検討成果を取りまとめる予定。</p> <p>また、「IoT 推進コンソーシアム」の各ワーキンググループの活動を通じて、①新ビジ</p>	<p>総務大臣 文部科学大臣 経済産業大臣</p>

	<p>て、産業構造審議会で時間軸を含めた検討を行い、平成 28 年春を目途に一定の取りまとめを行う。また、「IoT 推進コンソーシアム」の活動等を通じた新ビジネス創出・規制制度改革や新たな制度的措置・情報通信インフラの整備、産官学一体的な研究開発等を推進する。</p>	<p>ネス創出に向け、公募プロジェクト 29 件（平成 29 年 1 月時点）に対する資金支援や制度的課題への支援、②企業間のデータ流通における課題の検討、③IoT システム・サービス等の提供に当たっての指針等を定めた「IoT セキュリティガイドライン ver1.0」の策定、④産官学による技術開発・標準化等の推進に向けた自律型モビリティ等のプロジェクトの推進方策や IoT 人材の育成方策等の検討等の取組を実施した。</p>	
<p>「未来に向けた投資」の実現</p>	<p>グローバル競争の激化や急速な技術革新により不確実性の高まる時代に日本経済が歩むべき道筋を明らかにし、政府として取り組むべき環境整備の在り方と民間投資の目指すべき方向性を共有するための「未来投資に向けた官民対話」により、中長期的な企業価値の向上に向けた企業の大胆な経営判断を後押しする。</p>	<p>「未来投資に向けた官民対話」を平成 27 年 10 月 16 日から平成 28 年 4 月 12 日まで 5 回にわたり開催した。その中で、①賃上げ、仕入れ価格の転嫁への取組・方針、②生産性向上に向けた設備、人材、技術開発などの具体的な投資拡大の見通し、③法人税率を早期に 20%台に引き下げる道筋をつけること、④農業・観光・サービス産業における積極的な投資拡大に関する具体策、⑤企業から大学・研究開発法人への投資を今後 10 年間で 3 倍に増やすこと、⑥日本が強みを持つ分野でのデータ利活用推進のための具体的取組み等を提示した。</p> <p>また、第 4 次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携してさらに進めていくため、平成 28 年 9 月 9 日</p>	<p>内閣総理大臣 （経済再生担当大臣）</p>

		に産業競争力会議と官民対話を発展的に統合した「未来投資会議」を設置した。	
--	--	--------------------------------------	--

(2) 雇用制度改革・人材力の強化

①KPI の主な進捗状況

(失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現)

《KPI》「失業期間6か月以上の者の数を今後5年間(2018年まで)で2割減少」
(2012年:151万人)【4】

⇒2015年:109万人

《KPI》「転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間(2018年まで)で9%」(2011年:7.4%)【5】

⇒2015年:8.5%

(若者・高齢者等の活躍推進)

《KPI》「2020年:20~34歳の就業率 78%(2012年:74%)」【10】

⇒2015年:76.1%

※更なる就業率の向上を目指して20歳~34歳の就業率の目標を78%から79%に引き上げた新たなKPIを設定した。

《KPI》「2020年:60~64歳の就業率 65%(2012年:58%)」【13】

⇒2015年:62.2%

※更なる就業率の向上を目指して60歳~64歳の就業率の目標を65%から67%に引き上げた新たなKPIを設定した。

《KPI》「2020年:障害者の実雇用率 2.0%(2012年:1.69%)」【14】

⇒2016年:1.92%

(女性の活躍推進)

《KPI》「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度」
【20】

民間企業の女性登用(課長相当職に占める女性の割合)

2012年:7.9% ⇒ 2015年:9.8%

国家公務員の女性登用(本省課室長相当職に占める女性の割合)

2012年:2.6% ⇒ 2016年:4.1%

《KPI》「2020年に女性の就業率(25歳から44歳)を73%(現状68%)にする」
【21】

⇒2015年度:71.6%

※更なる就業率の向上を目指して25歳~44歳の女性就業率の目標を73%から77%に引き上げた新たなKPIを設定した。

《KPI》「2014 年度末までに約 20 万人分、2017 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」（「待機児童解消加速化プラン」）
【26、27、28】

⇒保育拡大量（2013・2014・2015 年度）約 31.4 万人

※今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、平成 29 年度末の待機児童解消の実現に向けて、2017 年度末までの整備量を 40 万人から 50 万人に引き上げた新たな KPI を設定した。

（外国人材の活用）

《KPI》「2017 年末までに 5,000 人の高度人材認定を目指す」【31】

⇒2016 年 10 月時点：6,298 件

※2013 年 12 月の高度人材ポイント制の制度改正後、新規認定件数は顕著に増加。

（大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化）

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校入る」【19】

⇒1 つの指標として Times Higher Education 誌“World University Rankings” 2016-2017（2016 年 9 月公表）のトップ 100 位以内に日本の大学は 2 校。

《KPI》「3 年間（2016 年まで）で 1,500 人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示（⇒達成）」【36】

⇒国立大学において若手・外国人の常勤ポスト約 1,500 人分の予算を措置（2015 年度執行計画ベース）。

《KPI》「国際バカロレア認定校（2013 年 6 月現在：16 校）等を 200 校」【18】

⇒DP（Diploma Programme）44 校、MYP（Middle Years Programme）22 校、PYP（Primary Years Programme）35 校に増加（2016 年 12 月現在。それぞれ候補校等 16 校、11 校、14 校を含む。）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
働き過ぎ防止のための取組強化	平成 28 年度における労働基準監督官の増員等、監督指導体制の充実強化を図りつつ、中小企業における月 60 時間超の長時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直しや、働き方の見直しに向けた企業労使の自主的取組の促進等の長時間労働抑制策、一定日数の時季指	平成 28 年度において、労働基準監督官を更に 22 名増員するとともに、同年 4 月には厚生労働省本省に「過重労働撲滅特別対策班」を新設し、都道府県労働局において「過重労働特別監督管理官」を新たに任命した。また、平成 28 年 4 月より、長時間労働が行	厚生労働大臣

	<p>定を使用者に義務付けるなどの年次有給休暇取得促進策等について、速やかに制度を創設する。</p> <p>※上記を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案を平成 27 年通常国会に提出した。</p>	<p>われている事業場に対する監督指導の対象を月残業 100 時間超から 80 時間超へ拡大するなど、監督指導・捜査体制の強化を図った。</p> <p>あわせて、平成 28 年 6 月より、長時間労働の背景として親事業者の下請法等の違反が疑われる場合の中小企業庁・公正取引委員会への通報制度の拡充等の取組を実施している。</p> <p>平成 27 年通常国会に提出された、中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し、働き方の見直しに向けた企業労使の自主的取組の促進等の長時間労働抑制策、一定日数の時季指定を使用者に義務付けるなどの年次有給休暇取得促進策等を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案については、国会において継続審議中。</p>	
<p>「高度プロフェッショナル制度」の早期創設</p>	<p>時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも 1,000 万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離した「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」について、速やかに創</p>	<p>平成 27 年通常国会に提出された、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」の創設等を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案については、国会において継続審議中。</p>	<p>厚生労働大臣</p>

	<p>設する。</p> <p>※上記を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案を平成27年通常国会に提出した。</p> <p>さらに、省令で規定することとしている対象業務について、時代とともに変化する新しい産業や市場におけるイノベーション創出につながる業務が適切に認められるよう、法案の成立後、労働政策審議会において検討し、早期に結論を得る。</p>		
裁量労働制の新たな枠組みの構築	<p>企業の中核部門・研究開発部門等で裁量的に働く労働者が、創造性を発揮し、企業の競争力強化につながるよう、組織の在り方や業務の形態の変化に応じた対象範囲の拡大、手続の簡素化や対象労働者の健康確保措置の充実等について、速やかに制度を整備する。</p> <p>※上記を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案を平成27年通常国会に提出した。</p>	平成27年通常国会に提出された、企画業務型裁量労働制の対象業務拡大・手続の簡素化・対象労働者の健康確保措置の充実等を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案については、国会において継続審議中。	厚生労働大臣
フレックスタイム制の見直し	<p>柔軟でメリハリのある働き方を一層可能にするため、月をまたいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長等について、速やかに制度を整備する。</p> <p>※上記を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案を平成27年通常国会に提出した。</p>	平成27年通常国会に提出された、清算期間の上限を1か月から3か月に延長するなど、フレックスタイム制の見直し等を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案については、国会において継続審議中。	厚生労働大臣
企業における人材育成等の取組の情報提供の促進	平成27年通常国会で成立した若者雇用促進法に基づき、職場情報について、「セルフ・キャリアドック」や教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務制度の導入状況を含め、企業による積極的な情報提供を促進するため	平成28年3月から、若者雇用促進法に基づき、企業に対して職業能力の開発・向上に関する状況を含む職場情報の提供を促す仕組みを創設した。	厚生労働大臣
		また、「若者雇用促進総合サ	

	<p>の取組を徹底するとともに、各企業の人材育成等の取組に関する職場情報のデータベース化を図る。</p>	<p>イト」において、職場情報の積極的な提供を行う企業の情報を登録・検索することを可能とした。</p>	
<p>「セルフ・キャリアドック」の導入促進</p>	<p>働き手個人が「セルフ・キャリアドック」を受けた際の経費の一部について一般教育訓練給付の対象とすることなどの個人への支援策について、労働政策審議会の結論を踏まえ、必要な措置を速やかに講じる。</p>	<p>労働政策審議会の結論を受けて、労働者が自己負担により企業の外部でキャリアコンサルティングを受けた場合に、その費用の一部について一般教育訓練給付の支給対象とし（平成 29 年 1 月 1 日施行）、また、キャリア形成促進助成金について、平成 28 年度より、セルフ・キャリアドック制度導入企業に対する助成措置を講じた。</p> <p>平成 28 年 10 月には、企業の経営者や、人事部門など従業員のキャリア形成に関わる担当者を対象とした、「セルフ・キャリアドック」の理解を深めるための「セルフ・キャリアドック導入支援セミナー」を東京・大阪の 2 会場で開催した。</p> <p>平成 28 年 11 月より、モデル企業において、「セルフ・キャリアドック」の取組を順次開始している。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>小学校、中学校、高等学校における職場体験活動等の推進</p>	<p>高等学校における、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を身に付けるための新科目の在り方、また、専門学科における社会的要請を踏まえたカリキュラム等について、中央教育審議会で検討し、次期学習指導要領の在り方等について平成 28 年度中を目途に結論を得る。</p>	<p>中央教育審議会において、高等学校における主体的に社会参画を行う上で必要な力を育む新科目の在り方等を含めた次期学習指導要領の在り方に関する検討を進め、平成 28 年 12 月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について</p>	<p>文部科学大臣</p>

		(答申)」を取りまとめた。	
実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化	平成 31 年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会が平成 28 年年央までに結論をまとめ、平成 28 年中に所要の制度上の措置を講じることを目指す。	中央教育審議会において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について、①理論と実践の架橋による職業教育の充実、②産業界・地域等のニーズの適切な反映、産業界・地域等との連携による教育の推進、③社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応、④高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備の 4 つの視点に基づき具体的な制度設計の在り方に関する答申を平成 28 年 5 月に行った。現在、必要な法制上の措置を速やかに講じることを目指し、必要な検討を進めているところである。	文部科学大臣
予見可能性の高い紛争解決システムの構築等	解雇無効時における金銭救済制度の在り方(雇用終了の原因、補償金の性質・水準等)とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方について、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の結論を得た上で、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講じる。	「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において、既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策や解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性など、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方について、継続的に検討を行っている。	厚生労働大臣
高齢者の活躍促進	高齢者の多様な雇用・就業機会や就労マッチング機能の飛躍的向上・強化を図るため、65 歳以上の者への雇用保険の適用拡大やシルバー人材センターの業	65 歳以上の雇用者を雇用保険の適用の対象とすることや、シルバー人材センターにおける業務について都道府県知事が市町村ごとに指定する	厚生労働大臣

	務拡大等の対策について検討を行い、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	業種等において週 40 時間までの就業を可能とすること等を内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）が平成 28 年通常国会で成立し、同年 4 月以降順次施行されている。	
「待機児童解消加速化プラン」の推進	平成 25・26 年度の 2 か年では約 21.9 万人分の保育の受け皿を確保したが、平成 29 年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約 50 万人分（女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、従来 40 万人分としていた整備量を上積み）の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。	平成 29 年度末の待機児童解消の実現に向けて平成 29 年度末までの整備量の目標を 40 万人から 50 万人に引き上げた。また、平成 28 年 3 月に取りまとめた「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」等を踏まえて、平成 28 年 3 月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 22 号）により創設された「企業主導型保育事業」の平成 28 年度からの積極的な展開等、保育の受け皿整備や保育人材の確保を着実に進めている。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（少子化対策）） 厚生労働大臣
保育の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の確保が特に厳しい地域において、平成 27 年度に特例的に実施している取扱い（朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士 1 名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの）について、その実施状況等を踏まえて検証の上、平成 28 年度以降の在り方について平成 27 年度中に検討し、結論を得る。 ・福祉系国家資格所持者や「子育て支援員」が保育士資格を取得しやすくするための方策（保育士養成課程、保育士試 	<p>保育士等確保対策検討会での議論を踏まえ、保育士配置の要件弾力化、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用等を内容とする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 22 号）が平成 28 年 2 月に公布され、同年 4 月に施行されている。</p> <p>また、保育士資格を取得しやすくするための方策については、保育士養成課程等検討会で平成 28 年 5 月から検討</p>	厚生労働大臣

	<p>験科目の一部免除等) について保育士養成課程等検討会において速やかに検討を開始し、結論を得た上で、順次所要の措置を講じる。</p>	<p>が開始されたところであり、引き続き検討を進めていく。</p>	
<p>企業における取組の情報開示の徹底</p>	<p>長時間労働の是正に向けて、女性活躍推進法及び若者雇用促進法による事業主行動計画や職場情報提供スキームなどのプラットフォームを活用し、企業等の労働時間の状況等の「見える化」を徹底的に進めるため、必要な措置について平成 27 年度中に検討し、平成 28 年度から実施する。</p>	<p>平成 28 年 2 月に企業における女性の活躍状況を一元的に集約した「女性の活躍推進企業データベース」を開設し、平成 28 年 12 月末時点で、6,908 社が労働時間の状況等の情報を公表している。また、平成 28 年 4 月に施行された女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画については、平成 28 年 12 月末時点で、17,895 社が届出を行っている。</p> <p>若者雇用促進法に基づき労働時間の状況等の職場情報の積極的な提供制度を創設した。また、職場情報の積極的な提供を行う企業の情報を検索できる「若者雇用促進総合サイト」においては、平成 28 年 12 月末現在、7,965 社が情報を公表している。</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(男女共同参画)) 厚生労働大臣</p>
<p>男性が育児を行うことや家族の介護による離職への対応策</p>	<p>介護休業制度における分割取得や介護休業取得時の経済的負担軽減の在り方など、育児・介護休業の取得向上に向けた必要な制度的対応等について検討を行い、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 28 年通常国会で、介護離職の防止に向けての介護休業の分割取得、介護休業給付の給付率の引上げ等と内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 17 号)が成立し、平成 29 年 1 月に全面施行されている。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>女性が働きやすい制度等への見直し</p>	<p>平成 26 年 10 月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的取</p>	<p>女性が働きやすい制度等への見直しについては、引き続き経済財政諮問会議等において、税制・社会保障制度・配偶者手当等の進捗状況をフォ</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政</p>

	<p>組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。このことを踏まえ、経済財政諮問会議等において、進捗状況をフォローする。</p> <p>税制については、政府税制調査会総会において平成 26 年 11 月に取りまとめられた「第一次レポート」や平成 27 年 11 月に取りまとめられた「論点整理」を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進めていく。</p> <p>社会保障制度については、年金機能強化法による被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大（平成 28 年 10 月施行）に加え、平成 28 年 10 月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講じるとともに、平成 28 年 10 月の適用拡大の施行の状況や影響を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていく。</p> <p>民間企業における配偶者手当について、労使に対しその在り方の検討を行うための背景、課</p>	<p>ローしている。</p> <p>なお、国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成 28 年 8 月の人事院勧告において、平成 29 年 4 月 1 日から段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなど、扶養手当の見直しを行う、と勧告されたことを踏まえ、第 192 回臨時国会に同勧告を実施するための一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が提出され、11月に可決・成立したところ。</p> <p>平成 29 年度税制改正において、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を 103 万円から 150 万円に引き上げるなどの見直しを行うこととした。</p> <p>中小企業等で働く短時間労働者への被用者保険の適用拡大の途を開くこと等を内容とする公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が第 192 回臨時国会において成立した。平成 29 年 4 月の適用拡大の円滑な施行に向けて準備を進めるとともに、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めている。</p> <p>平成 28 年 4 月の「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会報告</p>	<p>策))</p> <p>総務大臣 財務大臣</p> <p>厚生労働大臣</p> <p>厚生労働大臣</p>
--	---	---	---

	<p>題等を整理するとともに、見直しを行う場合の留意事項等を示すことを目的として検討を行い、平成 27 年度末までに結論を得る。</p>	<p>書」を踏まえ、平成 28 年 5 月に「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」を公表し、労使において、従業員ニーズ等個々の企業の実情も踏まえ、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう真摯な話し合いが進むことを求めた。</p>	
<p>外国人技能実習制度の抜本的な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習制度の新たな制度管理運用機関を設置するための措置を速やかに講じる。 ・監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対して認める技能実習期間の延長（3年→5年）のための措置を速やかに講じる。 <p>※上記を盛り込んだ外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を平成 27 年通常国会に提出した。</p>	<p>平成 28 年臨時国会で、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）が成立し、新たな制度管理運用機関（外国人技能実習機構）の設置等が定められた。</p>	<p>法務大臣 厚生労働大臣</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。 	<p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の成立を踏まえ、施行と同時の介護の対象職種への追加に向け、詳細な制度設計を進める。</p>	<p>厚生労働大臣</p>

<p>持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討</p>	<p>介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等につき、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生が引き続き国内で就労できるための新たな在留資格を速やかに創設する。</p> <p>※上記を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を平成 27 年通常国会に提出した。</p>	<p>平成 28 年臨時国会で、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 88 号)が成立し、新たな在留資格「介護」の創設が定められた。</p>	<p>法務大臣 厚生労働大臣</p>
<p>高度外国人材受入れ促進のための取組強化</p>	<p>「高度人材ポイント制」の広報について、訴求対象を明確化し、効果的な広報機会を特定の上、定期的・計画的に広報を実施するとともに、広報活動の実施結果を集約し、次年度の取組に反映させるなど、戦略的な広報の仕組みの整備を進め、平成 28 年度より運用を開始する。</p>	<p>効果的な広報の実施のため、自動車製造等潜在的に高度人材ポイント制の対象者が多い業界に対し、高度人材ポイント制について説明し、積極的な利用を促すとともに、制度の申請手続きを担う行政書士会や高度人材の卵たる外国人留学生に対する定期的・計画的な広報を実施したところであり、今後も継続的に広報活動を展開していく。</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策)) 法務大臣</p>
<p>留学生の更なる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化</p>	<p>各大学における留学生受入れ方針の明確化を促進するため、留学生受入れ促進の観点からアドミッション・ポリシーに盛り込むべき項目等を明確化した上で、同ポリシーに関するガイドラインを平成 27 年度中に策定・公表する。</p>	<p>中央教育審議会大学教育委員会において、アドミッション・ポリシー等の明確化のためのガイドラインの在り方について検討を実施し、平成 28 年 3 月 31 日にガイドライン(『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー) 策定及び運用に関するガイドライン』)を策定・公表した。</p>	<p>文部科学大臣</p>
<p>観光分野における外国人材の活躍促進</p>	<p>・外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、スノーリゾート関係者のニー</p>	<p>・実務経験年数要件に替わる要件として、国際スキー教師連盟の一定のインストラ</p>	<p>国土交通大臣</p>

	<p>ズ調査結果等を踏まえ、実務経験年数要件に替わる要件の検討を進め、平成 27 年度中に結論を得た後、必要な措置を速やかに講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士の業務において留学生等の外国人材の更なる活躍を促進するため、外国人通訳案内士の具体的な活躍事例などを調べた上で、これらを踏まえ、平成 27 年度中にホームページ等を通じた PR 及び外国人留学生の多い大学における積極的な受験の呼びかけ等の取組を開始する。 	<p>クター資格を有することを代替要件として認めることとし、平成 28 年 7 月に運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士として活動している外国人から、活動状況や外国人材の活用方策等についてヒアリングを行い、留学生等を多く受け入れている約 500 の外国語大学等において、通訳案内士受験案内のポスター掲示等の周知を行った。 	
--	---	--	--

(3) 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「官・民合わせた研究開発投資の対 GDP 比率を、5 年以内（2015 年度までに 4%へ）【33】

⇒2015 年度実績は 3.56%となり、2014 年度実績を 0.10 ポイント下回った。今後、第 5 期科学技術基本計画の着実な実施や平成 28 年 12 月に策定した「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化などを通じて、KPI 達成を目指す。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
国立大学経営力戦略	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 期中期目標期間（平成 28 年度～）において、重点支援のための 3 つの枠組みに従い、測定可能な評価指標（KPI）等に基づく透明性のある客観的な評価を行い、その結果を基に国立大学法人運営費交付金のメリハリある配分を行う。 特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議が取りまとめた報告書（平成 28 年 1 月）を踏まえ、指定国立大学（仮 	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 期中期目標期間（平成 28 年度～）における国立大学法人運営費交付金において、機能強化に積極的に取り組む国立大学法人に対し、その機能強化の方向性に応じて、重点配分する仕組みを導入した。 平成 28 年通常国会において、国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 38 号）が成立し、指定国 	文部科学大臣

	<p>称)を制度化するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最先端の教育を可能にし、また、複数の大学、研究機関、企業、海外機関等が連携して形成する卓越大学院(仮称)制度について、平成28年度から、大学における企業との連携による構想作り等の具体化に向けた取組を開始する。 ・優れた若手研究者が安定したポストにつきながら、独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするため、卓越研究員制度について平成 28年度から運用を開始する。 	<p>立大学法人制度が創設された。平成 29 年 4 月に施行を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卓越大学院(仮称)の支援方法・支援対象、期待される取組および開始時期と審査等の在り方について、平成 28 年 4 月に卓越大学院(仮称)検討のための有識者会議にて、『卓越大学院(仮称)』構想に関する基本的な考え方について』としてとりまとめた。 ・平成 28 年度より卓越研究員制度の運用を開始し、平成 28 年 10 月末現在、安定かつ自立した研究環境を得た者 83 名について、平成 28 年度の卓越研究員として決定した。 	
競争的研究費の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・総合科学技術・イノベーション会議の下で、関係府省の競争的研究費における間接経費の適切な措置等について検討を行い、平成 28 年度から順次実施する。 ・国立大学法人の人事給与システム改革等の状況を踏まえ、直接経費からの人件費支出の柔軟化、設備・施設の共用化の促進及び研究資金制度間のシームレス連携等の運用改善について、総合科学技術・イノベーション会議の下で検討を行い、その結果に基づき、平成 28 年度から順次実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府および関係省庁において、競争的研究費(競争的資金を含む)の間接経費等に係る執行のルール化等、使い勝手の更なる改善に向けた方策の検討を開始した。 ・「科学技術イノベーション総合戦略 2016」において、大学改革と資金改革の一体的推進を特に検討を深めるべき項目と位置づけ検討を継続している。 	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)) 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣</p>
研究開発法人の機能強化と	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇 	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命</p>

<p>「クロスアポイントメント」制度の積極的な導入</p>	<p>空研究開発機構等において、クロスアポイントメントや民間との共同研究の推進、年俸制の導入の促進、民間アイデア・技術の結集・活用等について目標設定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の各国立研究開発法人等とともに、特に、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人森林総合研究所など平成28年度に新たに中長期目標期間の開始年度を迎える国立研究開発法人について、クロスアポイントメントや共同研究の一層の推進等を中長期目標に明確に位置付ける。 ・平成26年12月の「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点」を踏まえ、大学、研究機関及び企業において広く同制度がより積極的に活用されるよう、導入の促進を図る。 	<p>宙航空研究開発機構等の中長期目標・中長期計画において、クロスアポイントメントや共同研究を一層推進等するための取組を記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人森林総合研究所などの中長期目標においてクロスアポイントメント制度の整備や共同研究の実施について明確に位置付けた。 ・技術・人材を糾合する共創の場の形成の更なる強化に向けて、クロスアポイントメントの導入を引き続き推進した。 	<p>担当大臣（科学技術政策） 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣</p>
<p>新たな研究開発法人制度の実現</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等に基づき、世界トップレベルの成果の創出が期待される特定国立研究開発法人（仮称）を制度化するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成28年通常国会において、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）が成立し、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を目的とする特定国立研究開発法人制度が創設され、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所の3法人が特定国立研究開発法人に</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（科学技術政策））</p>

		位置付けられた。	
ロボットによる新たな産業革命の実現	<p>「ロボット新戦略」（平成 27 年 2 月 10 日日本経済再生本部決定）に掲げられた分野横断的・分野別取組を着実に実施する。また、産学官の垣根を越えた取組を推進するため、政府独自の取組のみならず、「ロボット革命イニシアティブ協議会」（平成 27 年 5 月 15 日設立）に設置されたワーキンググループ（平成 28 年 1 月時点で「IoT による製造ビジネス変革 WG」、「ロボット利活用推進 WG」及び「ロボットイノベーション WG」）においてロボット活用に係る安全基準等のルールや、ロボットを開発する際に基盤となる共通の機能を備えたプラットフォームロボットの具体化について検討し、平成 28 年度前半に同協議会における結論を得る。</p>	<p>「ロボット新戦略」に掲げられた取組について、平成 28 年 5 月の「「ロボット革命」の実現に向けた関係府省庁連絡会議」におけるフォローアップを踏まえ、平成 32 年までにシステムインテグレーターを増加させるとともに、小型汎用ロボットの初期導入コストの 2 割以上の削減等に向けた施策に取り組んでいるところ。</p> <p>また、「ロボット革命イニシアティブ協議会」に設置されたワーキンググループにおける検討を経て、平成 28 年 6 月に、ステークホルダー毎の責務を整理した「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全性確保に関するガイドライン（第一版）」を取りまとめたとともに、プラットフォームロボットの導入が効果的な分野や実用化のために必要な研究開発分野、備えるべき仕様等を整理し、取りまとめた。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）、国家公安委員会委員長） 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>
宇宙開発利用全般を支える制度の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙基本計画（平成 27 年 1 月 9 日宇宙開発戦略本部決定）等に基づき、海外からの衛星打上げサービス受注を後押しし、民間事業者による宇宙活動を支えるため、商業打上げに関する制度（宇宙活動の許可・監督の仕組み）や第三者損害賠償責任制度の創設について、必要な法制上の措置を速やかに講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年臨時国会において、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）が成立し、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度とこれらに起因する損害の賠償に関する制度を創設した。 ・平成 28 年臨時国会において、衛星リモートセンシン 	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（宇宙政策）） 総務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・同計画等に基づき、民間事業者によるリモートセンシング衛星の活用を図るため、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保等について、必要な法制上の措置を速やかに講じる。 ・宇宙基本計画工程表（平成 27 年度改訂）（平成 27 年 12 月 8 日宇宙開発戦略本部決定）に基づき、準天頂衛星等の宇宙インフラと地理空間情報（G 空間情報）を高度に活用し、IoT・ビッグデータ等と組み合わせ、災害・緊急対応の高度化、農機・建機の自動運転、高度道路交通システム等の実証を平成 29 年度末までに産学官が一体となってい、その実装を推進する。その際、多様な地理空間情報を集約した G 空間情報センターとの連携についても推進する。 	<p>グ記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成 28 年法律第 77 号）が成立し、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報（G 空間情報）や宇宙を利用した産業について、農業機械の自動走行、スマート林業、無人機貨物輸送や防災システムの高度化等、世界に先駆けた新事業・新サービスを創出するため、関連する社会実証事業を実施した。また、多様な地理空間情報を集約する G 空間情報センターが、平成 28 年 11 月から稼働を開始した。 	
--	---	---	--

(4) 世界最高水準の IT 社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 2 年間（2015 年度まで）で、サイバー攻撃対応に関する国際的な連携や対話の相手国等の数を現在（2013 年 6 月）の約 80 カ国から 3 割増を目指す」【51】

⇒2015 年 6 月時点で、113 カ国・地域に増加しており、目標時期より 1 年早く KPI を達成した。なお、2016 年 12 月時点では、130 ヶ国・地域に増加。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
国民・社会を守るサイバーセキュリティ	<p>サイバーセキュリティ分野における政府機関の対応能力の向上を図るため、国が行う不正な通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲の拡大、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の拡大等について、速やかに必要な法制上の措置等を講じる。また、平成 27 年度中にサイバーセキュリティ分野における人材育成に関して「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針（仮称）」を策定し、総合的な施策を講じる。また、国の行政機関や重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ演習について、技術的知見や大規模設備を有する国立研究開発法人情報通信研究機構が実施するために必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p> <p>さらに、地方公共団体におけるマイナンバーのセキュリティ監視・監督機能を十分に発揮させる観点から、個人情報保護委員会が、関係機関と連携し、専門的・技術的知見を有する体制を立ち上げるとともに、監視・監督方針を速やかに策定するなど、</p>	<p>平成 28 年通常国会で、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 31 号）が成立し、国が行う不正な通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲の拡大、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の拡大等が行われた。また、平成 28 年 3 月にサイバーセキュリティ分野における人材育成に係る各種施策の強化と円滑な連携を促進するための「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」を策定した。また、平成 28 年通常国会で国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律 32 号）が成立し、国の行政機関や重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ演習について、技術的知見や大規模設備を有する国立研究開発法人情報通信研究機構が実施するために必要な措置が講じられ</p>	<p>内閣総理大臣 （情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する 国務大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、国家公安委員会委員長） 総務大臣 外務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>

平成 27 年度中を目途に、監視・監督体制を整備する。また、総合行政ネットワーク (LGWAN) について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム (GSOC) との情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備するとともに、地方公共団体のセキュリティ対策に関する支援機能の強化を図ること等により、マイナンバー制度のセキュリティ確保を徹底する。

あわせて、民間事業者のセキュリティ強化を促進し、サイバーセキュリティを確保するため、国際標準等に基づく第三者評価・監査の平成 28 年度からの実施を推進する。また、企業の取組の見える化を通じたセキュリティ強化の促進の観点から、企業等におけるサイバーセキュリティ対策の取組等に係る情報開示ガイドラインを平成 27 年度中を目途に策定する。

重要インフラについては、既存の 13 の重要インフラ分野と関連が深い事業者や業種等にも情報共有の取組を拡大するなど、今後取り組むべき課題等を整理し、平成 28 年度末を想定している「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 3 次行動計画」の見直しに向けた検討ロードマップを、平成 27 年度末を目途として取りまとめる。

た。改正法を踏まえ、平成 28 年度中に、国の行政機関、地方公共団体等を対象に、1200 名以上に演習を実施する予定である。

さらに、地方公共団体におけるマイナンバーのセキュリティ監視・監督機能を十分に発揮する観点から、個人情報保護委員会において、情報システムに関する知見・経験を有する者の採用や関係機関との情報共有、地方公共団体への説明会等を実施したほか、平成 28 年 6 月に「平成 28 年度 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針」を取りまとめ、法令等の遵守状況の監視・監督体制を整備した。

また、総合行政ネットワーク (LGWAN) について集中的にセキュリティ監視を行う機能を平成 28 年度中に設ける。

地方公共団体における情報セキュリティ対策については、地方公共団体情報セキュリティ対策検討チームの報告に基づき情報セキュリティ対策の強化を行う地方団体を支援するため平成 27 年度補正予算において、255 億円の補助金を計上し、対策の支援を行っている。

あわせて、我が国が作成した「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」を踏まえ取りまとめられた国際規

		<p>格に基づき、民間事業者による「ISO/IEC27017：2015に基づくISMSクラウドセキュリティ認証」が平成28年8月から開始され、民間事業者のセキュリティ対策の強化を図った。また、平成28年8月に「企業経営のためのサイバーセキュリティの考え方」を策定し、サイバーセキュリティの取組に関する基本的な考え方と取組方法についてのガイドを示した。</p> <p>重要インフラについては、平成28年度末を想定している「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」の見直しに向けて、サイバー攻撃に対する体制強化や重要インフラに係る防護範囲の見直し、多様な関係者間の連携強化等を盛り込んだ検討ロードマップを、平成28年3月に取りまとめ、平成28年10月に、行動計画の見直しの骨子を取りまとめた。見直し案については、平成29年1月に策定・公表しており、平成28年度中に結論を得ることとしている。</p>	
<p>マイナンバー利活用範囲の拡大等</p>	<p>戸籍事務について、平成28年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じる。旅券事務について、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、平成31年通常国会を目途に</p>	<p>戸籍事務について、戸籍制度に関する研究会等において必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進めており、平成29年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じる。また、旅券事務につい</p>	<p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（マイナンバー</p>

	<p>必要な法制上の措置等を講じる。</p> <p>さらに、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講じる。</p> <p>法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル(仮称)」の検討・構築を行い、平成29年1月から運用を開始する。</p>	<p>て、発給審査等に必要な戸籍情報等論点の整理を実施しており、引き続き戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講じる。</p> <p>さらに、証券分野等におけるマイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について今後関係業界へのヒアリングを実施し、引き続きその要望を踏まえ検討を行い、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講じる。</p> <p>「法人インフォメーション」の運用開始に向けた実証として、法人に対する補助金交付状況や表彰等の情報を一括検索、閲覧できる「経済産業省版法人ポータル(ベータ版)」の運用を平成28年4月に開始しており、その結果を踏まえ平成29年1月に「法人インフォメーション」の運用を開始した。</p>	<p>一制度))</p> <p>総務大臣 法務大臣 外務大臣 経済産業大臣</p>
<p>マイナンバーカードの普及・利活用の促進</p>	<p>個人番号カードの利活用に関しては、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、平成29年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報保護や金融犯罪の防止等が十分確保されること</p>	<p>マイナンバーカードの利活用に関しては、一部の独立行政法人において、平成28年4月より順次職員証としての利用を開始した他、その他の一部独立行政法人や国立大学法人に関しても、利用に向けた意見交換を行った。また、地方公共団体の職員証や民間企業の社員証等としての利用拡大に関しては、引き続き利用の検討を促していく。</p>	<p>内閣総理大臣 (情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))</p> <p>総務大臣 外務大臣</p>

	<p>を前提に、民間事業者と検討を進める。</p> <p>加えて、個人番号カードの公的個人認証機能について、平成 29 年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、平成 29 年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。</p> <p>自動車検査登録事務では、平成 29 年度のワンストップサービスの抜本拡大に合わせ、全都道府県が共同利用できるシステムを構築し、必要な制度上の措置を講じることにより、提出書類の合理化等を図る。</p> <p>また、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの平成 31 年度中の開始を目指し、検討を進める。</p>	<p>平成 29 年度以降のマイナンバーカードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用や ATM 等からのマイナポータルへのアクセスの実現可能性を検討するため、民間事業者等へのヒアリングを実施した。</p> <p>マイナンバーカードの公的個人認証機能については、民間の協力のもと平成 28 年 11 月にマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが発売されている等の成果を踏まえ、平成 29 年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現に向けて、引き続き具体的な検討を進める。また、利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードの実現に向けて、引き続き必要な技術開発及び関係者との協議を進めていく。</p> <p>自動車検査登録事務について、平成 29 年度のワンストップサービスの抜本拡大に合わせた提出書類の合理化等のため、諸手続を電子的に処理するための共同利用システムの構築を進め、全国的に導入予定等、所要の準備を進めており、平成 28 年 12 月に電子的に各種証明書の提出を可能とする規定を含む道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成 28 年国土交通省令第 87 号)が公布され、電子証明書に関する規定が平成 29 年 4 月に施行される予定。</p>	<p>文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>
--	---	--	-------------------------------------

		<p>また、住民票を有しない在留邦人へのマイナンバーカードの交付の平成 31 年度中の開始を目指し、検討を進める。海外転出後の公的個人認証機能の継続利用については、平成 31 年度中の開始を目指し、制度改正に向けた課題の整理及び関係者との調整を開始したところであり、引き続き実現に向けた検討を行う。</p>	
マイナンバーカードによる公的資格確認	<p>平成 30 年度から医療保険のオンライン資格確認システムを段階的に導入し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化を図る。</p> <p>各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。</p>	<p>オンライン資格確認システムの導入については、マイナンバーカードを健康保険証として利用することについて、平成 30 年度からの段階的運用開始、平成 32 年からの本格運用を目指して、平成 28 年度に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討しており、平成 29 年度から着実にシステム開発を実行する。</p> <p>また、平成 28 年 1 月のマイナンバーカードの交付開始に伴い、マイナンバーカードの印鑑登録者識別カードや図書館カード等としての活用が一部の地方公共団体で先行的に始まっており、引き続き活用の検討を促していく。</p> <p>あわせて、各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについてその可否も含めて検討を進めており、特に教員免許状については、実現可能性の検討に向け、平成 29 年度より各都道府県において教員ごとの免許保有状況等の</p>	<p>内閣総理大臣 （情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）） 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣</p>

		調査を行う。	
マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供	個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、平成29年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。	地方公共団体における子育て関連の申請等手続に関し、マイナポータルを活用してオンラインで手続を行うことができる「子育てワンストップサービス」の実現に向けて平成28年2月以降検討を行い、ニーズが高いと考えられる児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健の手続に関して、オンライン申請の対象となる手続や実現時期等について平成28年9月にアクションプランを取りまとめた。また、多くの国民がマイナンバーカードの利便性を実感するための施策を取りまとめた「ワンストップ・カードプロジェクト」を平成28年9月に立ち上げ、平成28年12月にアクションプログラムを取りまとめた。これらの取組を踏まえ、マイナポータルの本格運用が予定されている平成29年7月より、子育てワンストップサービスを順次実現する。 また、テレビ・スマートフォン等からのマイナポータル利用についても、順次可能となるよう検討を進めている。	内閣総理大臣 (情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)) 総務大臣 法務大臣 経済産業大臣
マイナンバーカード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化	法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫	法人の代表者から委任を受けた者であることを表示する電磁的記録(電子委任状)を取り扱う業務の認定制度等を内容とする制度整備に向け、検討を行った。併せて、マイナンバーカード及び法人番号を用いて、政府調達に関する	総務大臣 法務大臣 経済産業大臣

	した電子化を平成 29 年度から順次開始する。また、平成 29 年度から順次地方公共団体での同システムの利用を可能とする。	入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を平成 29 年度から順次開始するためのシステム基盤の検証を行っている。また、平成 29 年度から順次地方公共団体での利用を可能とするためのシステムの整備を行っている。	
年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化	国民の利便性の向上及びマイナンバー制度の利用促進等のため、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」(平成 27 年 6 月 22 日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム)を着実に実施する。具体的には、平成 28 年度中に、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組みの構築や国税のインターネット上でのクレジットカード納付の導入等の取組を実施し、平成 29 年度以降、マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供、ワンクリック免除申請の導入、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続の簡素化等を実施する。	「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」(平成 27 年 6 月 22 日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム)を着実に実施しており、平成 29 年 1 月より、平成 28 年分以降の源泉徴収票及び給与支払報告書の様式・データ形式の統一化と一括作成・提出のほか、国税のインターネット上でのクレジットカード納付が可能になった。また、平成 29 年度以降に実施する予定の項目についても、検討を実施した。	内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度) 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣
情報の円滑な流通やビジネスモデルの変革等の促進に向けた制度整備	電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とし、安全・安心な情報の流通を担う「代理機関(仮称)」の設立、申請等の電子化・ワンストップ化、シェアリングエコノミー等の適正な事業運営の確保等について	・データ流通制度整備検討会を設置し、本人関与の下でのデータ流通・利活用を可能とする仕組みの整備について、技術・制度の観点から検討を実施している。また、医療等分野の情報を活	内閣総理大臣 (情報通信技術(IT)政策担当大臣、健康・医療戦略を担当する) 国務大臣(以下

	<p>必要な検討を加え、平成 28 年以降、順次必要な法制上の措置等を講じる。</p>	<p>用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげていくための新たな基盤を実現するため、平成 29 年中を目途に所要の法制上の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアリングエコノミーの健全な発展に向けて「シェアリングエコノミー検討会議」で検討を行い、シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保に向けた自主的ルールの整備促進等を内容とする「シェアリングエコノミー推進プログラム」を平成 28 年 11 月に取りまとめた。 	<p>「健康・医療戦略担当大臣」という。)) 総務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣</p>
<p>国・地方の行政の IT 化と業務改革</p>	<p>有益かつ利便性の高い行政を実現し経済成長を促進するため、「e ガバメント閣僚会議 国・地方 IT 化・BPR 推進チーム第一次報告」（平成 27 年 6 月国・地方 IT 化・BPR 推進チーム取りまとめ）を踏まえ、内閣情報通信政策監を中心に国・地方の業務改革・IT 化を推進する。具体的には、マイナンバー制度を活用した行政サービスのオンライン改革を進める。</p> <p>また、各府省個別業務の効率化・省力化、行政サービスの改善等に向けた業務改革を進め、政府情報システムに関する運用コストを削減するとともに、公務の能率化に取り組む。</p> <p>さらに、地方公共団体の情報</p>	<p>国・地方の業務改革・IT 化の推進に向けて「国・地方 IT 化・BPR 推進チーム第二次報告」を平成 28 年 4 月に取りまとめた。これを踏まえ、マイナンバー制度を活用したオンライン改革として、子育てワンストップサービス実現に向けたアクションプログラムを平成 28 年 9 月に取りまとめた。また、登記・法人設立等関係手続に関する業務の改革・IT 化の推進に向けて「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」を平成 28 年 10 月に策定した。これらの取組により、政府情報システムの運用コストは、平成</p>	<p>内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣) 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣</p>

	<p>システム改革を推進するとともに、自治体クラウド導入の取組を加速すること等により、当該情報システムのコスト削減を図る。自治体クラウド導入団体にあってもクラウド化業務範囲の拡大等、クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、平成28年夏に結論を得るべく、検討を進める。</p>	<p>33年度までを目途に、対平成25年度比で約1067億円の削減を見込んでいる。</p> <p>また、地方における取組強化に向けて検討を行い、平成28年8月に更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策を含め、自治体クラウド導入の先行事例を深掘り・分析、整理・類型化した成果を「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」として取りまとめた。</p> <p>こうした取組を踏まえ、地方公共団体におけるIT化・業務改革（BPR）を更に推進するため、地方公共団体を訪問し、自治体クラウドの導入やオープンデータ2.0の推進に関してアドバイスや意見交換等をおこなうなど、変革意欲を有する地方公共団体に対して支援を行った。</p>	
<p>パーソナルデータの利用環境整備</p>	<p>改正個人情報保護法の施行に向け、匿名加工情報に係る政令・規則等を策定するとともに、その適正な運用等を監督する個人情報保護委員会の体制整備に必要な措置等を速やかに講じる。また、改正個人情報保護法を踏まえ、国の行政機関及び独立行政法人等における個人データを匿名加工したデータの取扱い等について、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行に向け、匿名加工情報の取扱等に係る政令・規則等を平成28年10月に公布し、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を同年11月に策定するとともに、個人情報保護委員会の定員増の措置等の必要な体制整備を行った。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 総務大臣</p>

		<p>また、平成 28 年通常国会で行政機関等の保有する個人情報 の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）が成立し、国の行政機関及び独立行政法人等における非識別加工情報の取扱い等が定められた。</p>	
<p>需要増大・新サービスの提供に向けた移動通信システム用の周波数帯の拡張の実現</p>	<p>スマートフォンの高度化や、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた無線周波数の需要増大等に対応するため、移動通信システム用の周波数帯の拡張を平成 30 年度までに実現する。</p> <p>特に、小型無人機等の操作やデータの伝送に使用できる周波数帯の拡大及び電波の出力アップ並びに携帯電話の上空での利用を可能とするために、平成 28 年夏までに必要な措置を講じる。</p>	<p>電波政策 2020 懇談会において IoT の進展等の新たな電波利用ニーズに応えるための方策等について検討を行い、平成 28 年 7 月に報告書を取りまとめた。また、小型無人機等の操作やデータの伝送に使用できる周波数帯の拡大及び電波の出力アップ並びに携帯電話の上空での利用を可能とする省令を平成 28 年 8 月に施行した。</p>	<p>総務大臣</p>
<p>モバイル分野の競争促進・利用環境整備</p>	<p>・モバイル分野の競争促進による情報通信サービスの低廉化・多様化を実現するため、平成 28 年夏までに、加入者管理機能の開放の促進等携帯電話網の接続ルールに関する関係省令・ガイドラインの整備等、必要な措置等を講じる。</p>	<p>・モバイル分野の競争促進による情報通信サービスの低廉化・多様化を実現するため、平成 28 年 5 月に加入者管理機能の開放の促進等携帯電話網の接続ルールに関する関係省令・ガイドラインの整備を行ったところであり、平成 28 年 8 月には、一部の MVNO と MNO の間で加入者管理機能の開放に関して合意に至る等の進捗が見られた。</p>	<p>総務大臣</p>

(5) 立地競争力の更なる強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る」【56】

⇒2017 年 26 位（昨年比 2 位後退）

《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る」【57】

⇒2016 年 3 位（前年比 1 位上昇）

《KPI》「今後 10 年間（2013 年～2022 年）で PPP/PFI の事業規模を 12 兆円に拡大する（2012 年度まで 4.2 兆円（2014 年 3 月時点の数値））。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、2022 年までの 10 年間で 2～3 兆円としている目標を 2016 年度末までの集中強化期間に前倒しする」【58】

⇒2,289 億円（2013 年度の PPP/PFI の事業規模、2015 年 5 月時点の数値）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
成長志向の法人税改革	平成 28 年度税制改正では、経済の「好循環」を確実なものにするため、税制においても、企業が収益力を高め、前向きな国内投資や賃金引上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく観点から、成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、制度改革を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保しつつ、法人実効税率（現行 32.11%）を平成 28 年度に 29.97%に、平成 30 年度に 29.74%に引き下げることを決定した。このために必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成 28 年通常国会で、課税ベースの拡大等を行いつつ、法人実効税率を平成 28 年度に 29.97%に、平成 30 年度に 29.74%に引き下げることを内容とする所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）が成立し、平成 28 年 4 月 1 日より施行された。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 総務大臣 財務大臣
国家戦略特区	・平成27年度末までの集中取組期間内に国家戦略特区を加速的に推進し、いわゆる岩盤規制改革全般について突破口を開いていく。このため、第8回	・平成 27 年度末までに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 50 以上となっており、特に、都市計画の手	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（地方創生））

	<p>及び第11回国家戦略特別区域諮問会議において示された「岩盤規制改革の工程表（重点事項と改革スケジュール）」及び第16回国家戦略特別区域諮問会議における外国人材の滞在・就業の促進や農林水産業の競争力強化などに係る議論も踏まえ、「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例」などの「『日本再興戦略』改訂2015」の記載事項に加え、区域会議や平成27年の春と秋に行った全国からの提案募集における提案事項などの規制の特例措置等必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次指定した6区域におけるこれまでの取組に対しては、「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、改革の成果を年度末に厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行う。 ・平成27年12月15日に新たに指定が決定した「広島県・愛媛県今治市」、「千葉県千葉市」、「福岡県北九州市」について、直ちに指定し、速やかに区域会議において事業を開始する。 ・指定区域を含め、全国の地方公共団体や事業者からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、全国的措置も含め一つ一つの具体的事業を実現するとともに、 	<p>続迅速化、いわゆる民泊（宿泊可能な住居）の解禁、医学部の新設、地域限定保育士制度の創設、雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置）、公立学校運営の民間開放、農業委員会の事務分担の見直しなど、永年にわたり実現できなかったものを含め、規制改革を実現してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年通常国会において、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成28年法律第55号）が成立し、その中で「テレビ電話による服薬指導の特例」、「過疎地等での自家用自動車の活用拡大」、「企業による農地取得の特例」など、医療、観光、農業などの幅広い分野に係る新たな規制の特例措置を講じた。また、いわゆる「特区民泊」について、最低宿泊・利用日数を「6泊7日」から「2泊3日」へ引き下げる国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令が平成28年10月31日に施行している。 ・1次指定の6区域における評価について、平成28年3月24日の合同区域会議において各区域が厳格に評価を行い、第21回国家戦略特別区域諮問会議で意見を聴取した後、公表を行っている。 	
--	---	---	--

	<p>そのために必要であれば、新たな区域を指定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3次指定の「広島県・愛媛県今治市」、「千葉県千葉市」、「福岡県北九州市」について、平成28年1月29日に政令で指定を行い、同年3月以降、順次区域会議を立ち上げ、事業の認定を行っている。 ・ また、特区を一層強力に進めるための新たな仕組みとして、規制改革とそれらを活用し具体的事業をより総合的に進めるため、平成28年10月4日に東京特区共同推進事務局、12月2日に養父市特区共同推進事務局を設置した。 ・ 10の指定区域においては、平成29年1月末時点で、規制改革メニューを活用した合計224もの事業が、それぞれ66回、27回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、目に見える形で迅速に進展してきている。 ・ さらに、来年度末までの今後2年間を集中改革強化期間として、重点的に取り組むべき「6つの分野」を定め、残された岩盤規制改革を進めるとともに、更なる規制改革事項の追加等について「日本再興戦略2016」に盛り込んだ。 	
<p>公的サービス・資産の民間開放</p>	<p>公共施設等運営権方式の推進強化のためのインセンティブ付与の観点から、水道その他の分</p>	<p>平成28年3月、公共施設等運営権を設定する際も補助の対象となるよう水道水源開発</p>	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金</p>

<p>(PPP/PFI の活用拡大)</p>	<p>野において既存の事業とイコールフットィングを図るなど必要な措置を講じる。</p>	<p>等施設整備費国庫補助金等の交付要綱の改正を行った。</p>	<p>融)、内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)、内閣府特命担当大臣 (地方創生)) 総務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣</p>
	<p>公共施設等運営権を含む PPP/PFI 全体の取組強化の観点から、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」に掲げられた事業規模の目標の見直しと、目標達成のための具体策について検討し、平成 27 年度内を目途に結論を得る。</p> <p>文教施設や公営住宅などの利用料金の存在する公共建築物については、公共施設等運営権方式の実現可能性についての検討を踏まえ、付帯事業の併設・活用及び公的不動産の活用等も含めた枠組みの中で、重点分野として位置付ける施設の決定と数値目標の設定について平成 27 年度内を目途に結論を得る。</p>	<p>平成 28 年 5 月に、事業規模の目標を見直し、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間で 21 兆円を目指すこととし、目標達成のための具体策と併せて「PPP/PFI 推進アクションプラン」としてとりまとめた。</p> <p>新たな重点分野として、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間に、文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）については 3 件の公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の具体化、公営住宅については 6 件の「PPP/PFI 推進アクションプラン」における 3 類型*の事業の具体化を、それぞれ目標として設定した。</p> <p>※公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業（類型Ⅰ）、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PPP/PFI 事業（類型Ⅱ）及び公的不動産の有効活用を図る PPP 事業（類型Ⅲ）。</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策)) 文部科学大臣 国土交通大臣</p>
<p>都市の競争力の向上</p>	<p>・国際競争力の強化を目的に、民間都市再生事業等の推進に併せ、エネルギーの自立化・多</p>	<p>・平成 28 年通常国会で、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法</p>	<p>国土交通大臣</p>

	<p>重化等を図るため、都市再生特別措置法について必要な法制上の措置を速やかに講じるとともに、密集市街地の整備改善等の防災機能の強化を図るための支援措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅・リフォーム市場の活性化に向け、インスペクション(検査)の活用等の促進により、消費者が安心して取引できる市場環境を整備するため、宅地建物取引業法について必要な法制上の措置を速やかに講じる。 	<p>律第 72 号) が成立し、国際会議場等の整備に対する金融支援、災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するための協定制度等が創設された。また、密集市街地の整備改善等の防災機能の強化を図るため、市街地再開発事業等による支援措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年通常国会で、宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 56 号) が成立し、宅地建物取引業者に対し、買主等へ建物状況調査(インスペクション)の結果の概要等を重要事項として説明すること等が定められた。 	
<p>産業インフラの機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通分野について、東京湾海上交通センター及び 4 つの港内交通管制室を統合するとともに、海上交通安全法等の改正等、必要な法制上の措置を速やかに講じることにより、平成 29 年度中に東京湾における船舶の一元的な海上交通管制を構築し、東京湾の混雑を緩和する。 ・多様な関係者の連携によるモーダルシフトや物流拠点における輸送フローの円滑化など物流の総合化・効率化を図るため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾における船舶の動静監視、航行管制等を一元的に行うシステムを構築するとともに、平成 28 年通常国会で成立した海上交通安全法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 42 号) に基づく船舶の入港通報の手続きの簡素化等の措置を講じることにより、平成 29 年度中に安全かつ効率的な船舶の運航に資する管制の運用を開始し、東京湾の混雑の緩和を図る。 ・平成 28 年通常国会で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 36 号) が成立し、物流事業者や荷主等が連携して 	<p>国土交通大臣</p>

		<p>行う、モーダルシフト、共同輸配送や手待ち時間を削減するための設備等を備えた物流拠点の整備による輸送フローの円滑化等に係る計画を認定し、それらの取組を支援することが可能となった。</p>	
<p>決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討</p>	<p>金融審議会ワーキング・グループの報告を踏まえ、決済高度化に向けた戦略的取組みを進めるとともに、金融グループにおける適切な経営・リスク管理や業務範囲など、ITの急速な進展等に対応するために必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成28年通常国会において、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連IT企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等を内容とする、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）が成立した。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融））</p>
<p>確定給付企業年金の制度改善</p>	<p>企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について、社会保障審議会企業年金部会での議論を踏まえ、必要な措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成28年12月に閣議決定された確定給付企業年金施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第375号）及び関係省令・告示を整備し、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことのできるリスク分担型企業年金及び将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とするリスク対応掛金を平成29年1月に導入した。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>キャッシュレス化の推進</p>	<p>キャッシュレス決済に伴い得られるビッグデータの利活用を促すため、その利活用環境整備の具体的方策について「クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ」で平成27年度中に検討し、これを</p>	<p>経済産業省にて開催された「クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ」において、クレジットカードデータの標準化や個人情報保護ルール等に関する提言を盛り込んだ報告書を</p>	<p>経済産業大臣</p>

	<p>踏まえ、所要の措置を講じる。また、クレジットカードを安全に利用できる環境整備に向けて、産業構造審議会割賦販売小委員会の報告書を踏まえ、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において、クレジット取引のセキュリティ対策強化に関する実行計画を策定し、関係団体等と連携しつつ実行するとともに、悪質な販売業者をクレジット取引から排除するなどの所要の措置を講じる。</p>	<p>平成 28 年 2 月に取りまとめた。その後、本報告書を踏まえ経済産業省にて開催された「クレジットカードに関するデータ標準化ワーキンググループ」において、平成 28 年 12 月に、クレジットカード決済に関する必要なデータ標準化を行うための、今後の対応方針を取りまとめた。</p> <p>また、クレジットカードを安全・安心に利用できる環境整備に向けて、平成 28 年 2 月にクレジット取引に係る事業者等が「実行計画」を策定した。この「実行計画」の実効性の確保等を図るため、平成 28 年 6 月に産業構造審議会割賦販売小委員会にて、報告書（追補版）を取りまとめた。これらも踏まえ、平成 28 年臨時国会に、加盟店契約会社について登録制を導入し、加盟店契約会社に対する加盟店調査等の義務付け、加盟店に対するクレジットカード取引におけるセキュリティ対策の義務付け等を盛り込んだ割賦販売法の一部を改正する法律案を提出した。同法案は、平成 28 年臨時国会において、割賦販売法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 99 号）として成立した。</p>	
<p>公的・準公的資金の運用等の見直し</p>	<p>年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）をはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方については、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格</p>	<p>GPIFについては、社会保障審議会年金部会において、平成 28 年 2 月に議論の整理を行い、その後、第 192 回臨時国会において、重要な方</p>	<p>総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣</p>

	<p>に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。</p> <p>GPIFについては、世界最大規模の年金資金を運用する機関として適切なガバナンス・運用の在り方について必要な法制上の措置を講じるべく、議論を深める。</p>	<p>針に係る意思決定や執行機関の監督等を行う合議制の経営委員会を設けることや、年金積立金の運用方法を追加すること等を盛り込んだ、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)が成立した。</p>	
電力システム改革	<p>平成28年4月に実施予定の電力小売全面自由化や、平成32年4月に実施予定の送配電部門の法的分離、それ以降に実施予定の小売料金規制撤廃等に向けて、必要な措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成28年4月に電力小売市場が全面自由化した。引き続き平成27年6月に成立した電気事業法等改正法(第3弾)に基づき、電力・ガス・熱供給分野の一体的な改革を着実に推進する。</p>	経済産業大臣
ガスシステム及び熱供給システム改革	<p>平成29年を目途に実施予定のガスの小売全面自由化、平成34年4月に実施予定の都市ガス大手3社の導管部門の法的分離に向けて、必要な措置を速やかに講じる。また、平成28年4月に実施予定の改正熱供給事業法の施行に向けて、必要な措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成29年4月からのガスの小売全面自由化に向け、平成28年8月1日より、ガス小売事業の事前登録申請に係る受付を開始した。</p> <p>平成28年4月1日より、改正熱供給事業法が施行され、許可制としていた参入規制を登録制とし、料金規制や供給義務などの規制を撤廃した。</p> <p>また、平成28年4月1日より、電力取引監視等委員会の電力市場監視等の所掌事務にガス事業法及び熱供給事業法に関する事務が追加され、名称が「電力・ガス取引監視等委員会」に変更された。</p>	経済産業大臣
固定価格買取制度の見直し	<p>総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会の報告書を踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の導入と国</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、平成28年5月にFIT法を改正し、入札制の導入など、コスト効率的な導</p>	経済産業大臣

	民負担抑制の両立を図るために必要な法制上の措置を速やかに講じる。	入を促す仕組みを措置したところ。	
--	----------------------------------	------------------	--

(6) 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

①KPI の主な進捗状況

<p>《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【2】</p> <p>開業率 2012年度：4.6% ⇒ 2015年度：5.2%</p> <p>廃業率 2012年度：3.8% ⇒ 2015年度：3.8%</p>
--

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
地域の経営支援体制の整備	グローバル競争も意識した中核企業と支援機関等の全国規模でのマッチング機能の強化や、地域の経営相談支援の中心的役割を果たしている「よろず支援拠点」の強化のため、地域の経営支援ニーズをきめ細かく把握し、所要の措置を講じる。	<p>平成28年度より、地域中核企業の新分野・新事業への挑戦を支援するため、グローバル市場に通用する事業化等に精通した専門家と事務局からなる「グローバル・ネットワーク協議会」の設置等を通じ、地域中核企業候補と大学、企業、金融機関、公的機関等とのマッチングにより事業体制整備を支援するとともに、地域中核企業によるグローバル市場も視野に入れた事業化戦略立案や販路開拓等を支援しているところ。</p> <p>「よろず支援拠点」については、地域の経営支援ニーズをきめ細かく把握するため、平成28年度に、経営相談に対応するコーディネーターを557人(平成27年度：379人)に、また都道府県の各拠点の下に設ける定期的に相談対応を行うサテライト拠点を281カ所(平成27年度：129カ所)</p>	経済産業大臣

		に増加させる等、体制の強化を行った。	
地域の活力の再生	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体のまち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であって地域再生に資するものを行う地方公共団体に対する交付金の交付等について定めるために、地域再生法について必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成 28 年通常国会において、地方公共団体のまち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であって、地域再生に資する先導的な事業を自主的・主体的に行う地方公共団体に対する交付金の交付等について定めた、地域再生法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 47 号）が成立した。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（地方創生））
地域イノベーションの推進	地域イノベーションの推進に向け、全国のリソースを積極的に活用するため、目利き人材による全国規模での産学官マッチング、産学官連携による異分野連携研究開発拠点の形成に向けた取組、よろず支援拠点等の体制の活用を進めるとともに、公的研究機関の橋渡し機能の強化に引き続き取り組む。また、中堅・中小企業等の知財・標準の戦略的な活用を促すため、地方における権利化支援の推進に必要なとなる審査体制や、標準策定支援体制を強化する。	<p>全国の大学等発シーズと地域の企業ニーズのマッチング支援、異分野融合による複合型イノベーション推進基盤形成の支援、地域のコア技術を核とした事業化プロジェクト支援等を総合的に推進している。また、よろず支援拠点における目利き人材の周知活動や、地域と産総研をつなぐコーディネーター設置などによる産学官の連携強化を推進している。</p> <p>中堅・中小企業等の知財権利化支援については、平成 28 年 9 月に公表した「地域知財活性化行動計画」に基づく支援施策を推進するとともに、地方における相談対応や面接審査体制の強化に取り組んでいる。</p> <p>中堅・中小企業等の標準化の推進については、先端技術等に対応する「新市場創造型標準化制度」を活用し、平成 28 年末までに 22 件の国内標</p>	文部科学大臣 経済産業大臣

		<p>準（JIS）化に着手。このうち5件はJIS化済み。また、地方公共団体や産業振興機関、金融機関、大学・公的研究機関等の幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」を平成27年11月に創設（パートナー機関数は、平成28年末時点で114機関（47都道府県））。同制度の下、中堅・中小企業等向けに、標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを継続的に実施（実績は、平成28年末時点で126件）。</p>	
<p>ローカルベンチマークの活用</p>	<p>地方の商工団体、地域金融機関等におけるローカルベンチマークの活用促進策を幅広く検討し、実行する。また、地域金融機関との対話のための多様な指標の策定に向けた検討等との連携を図る。</p>	<p>ローカルベンチマークの活用の促進について、中小企業等経営強化法（平成28年法律第58号）に基づく基本方針において定めたとともに、金融庁とも連携し、地方の商工団体や地域金融機関等に対する説明会を行った。さらに、平成28年4月に設置した「ローカルベンチマーク活用戦略会議」において、ローカルベンチマークによる分析方法の更なる充実のための見直し等を含めた検討を行っている。また、地域金融機関の金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として同年9月に「金融仲介機能のベンチマーク」を公表し、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択する指標として、ローカル</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融）） 経済産業大臣</p>

		ベンチマークを提示して対話を行っている取引先数等を提示している。	
中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化	地域金融機関が、中小企業・小規模事業者の経営改善や生産性向上等の支援に一層積極的に取り組んでいけるよう、事業者の経営環境等に配慮した資金繰りに万全を期すと同時に、平成 27 年 12 月に中小企業政策審議会金融ワーキンググループで示された信用保証制度の見直しに係る中間的な整理を踏まえ、制度設計等に関する検討を進め、その後必要な措置を講じる。	中小企業政策審議会金融ワーキンググループにおいて、信用保証制度の見直しに係る制度設計等を検討し、平成 28 年 12 月に取りまとめを行った。本取りまとめでは、事業者においては自主的な経営向上の努力を重ね、金融機関においては過度に信用保証に依存せず事業を評価した融資を行い、その後適切に期中管理・経営支援を実施することで、事業者の経営改善や生産性向上に一層繋がる仕組みとするため、①信用保証協会と金融機関のリスク分担(金融機関のプロパー融資(保証の付かない融資)と「保証付き融資」を適切に組み合わせることで、金融機関による事業を評価した融資、適切な期中管理・経営支援を確保)、②セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備え(大規模な経済危機等の事態に際して適用期限を予め区切って迅速に発動できる新たなセーフティネット保証制度の整備、既存のセーフティネット保証制度(不況業種としての 5 号)における保証割合の改正)、③創業期や持続的発展が重要となる小規模事業者向けの支援の拡充、及び事業承継・撤退時などの資金ニーズへのきめ細かな対応等	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)) 経済産業大臣

		を実施するとした。今後、本 取りまとめを踏まえ、必要な 措置を講じていく。	
--	--	---	--

2. 「戦略市場創造プラン」 関連

(1) 国民の「健康寿命」の延伸

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに国民の健康寿命を 1 歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳 (2010 年)】」【72】

⇒2013 年：男性 71.19 歳、女性 74.21 歳

《KPI》「2020 年までにメタボ人口を 2008 年度比 25%減【1400 万人 (2008 年度)】」【73】

⇒2014 年度：2008 年度比 16.1%減

《KPI》「2020 年までに健診受診率 (40～74 歳) を 80% (特定健診を含む)【67.7% (2010 年)】」【74】

⇒2013 年：66.2%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
ヘルスケア産業の創出支援	<p>平成 28 年度においても、地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設立・ネットワーク化を更に促進するとともに、地域で成功したビジネスモデル等の横展開を強化する。</p> <p>厚生労働省と連携して、平成 27 年度中に介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック (仮称)」を策定し、事業者及び地方公共団体に展開する。</p>	<p>民間事業者や医療・介護機関等の地域関係者の連携を促進する場である地域版次世代ヘルスケア産業協議会については、平成 28 年 11 月時点で、全国で 5 ブロック、16 府県、12 市の計 33 協議会が設立済み。全国の協議会を集めた連絡会を平成 28 年 7 月に開催し、関係省庁等の施策に関する情報共有を行った。</p> <p>平成 28 年 3 月に「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を厚生労働省、農林水産省、経済産業省の連名で策定・公表の上、事業者及び地方公共団体へ展開している。</p>	<p>内閣総理大臣 (健康・医療戦略担当大臣) 経済産業大臣</p>

<p>マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入</p>	<p>平成 30 年度から、医療保険のオンライン資格確認システムを段階的に導入し、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするとともに、オンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始する。</p>	<p>医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成 27 年 12 月 10 日同研究会取りまとめ）を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 ID 制度の導入について、平成 30 年度からの段階的運用開始、平成 32 年からの本格運用を目指して、平成 28 年度に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討しており、平成 29 年度から着実にシステム開発を実行する。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>地域医療情報連携ネットワークの普及促進</p>	<p>平成 30 年度までに、地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及を実現する。このため、平成 27 年度以降、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援策等を講じる。</p> <p>また、平成 28 年度診療報酬改定において、ICT を活用した医療情報連携の在り方についての検討を踏まえ、必要な措置を講じる。</p>	<p>平成 30 年度までの地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及を目指し、平成 27 年度以降、病床の機能分化・連携に資する場合、地域医療介護総合確保基金によるネットワーク構築費用の支援を講じるとともに、ネットワークを構築・運営する際に必要な情報を一元的に発信するサービスを平成 28 年度中に開始する予定。</p> <p>また、平成 28 年度診療報酬改定において、診療情報提供時の画像情報等の電子的な提供・活用について、診療報酬上評価する措置を講じた。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>医療介護政策（医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化等）へのデータの一層の活用</p>	<p>医療介護政策へのデータの活用推進に向けた具体的施策と実施スケジュールを盛り込んだ「医療等分野データ利活用プログラム（仮称）」を平成 27 年度中に策定する。</p>	<p>次世代医療 ICT 基盤協議会において、平成 28 年 3 月に、関係データベースの今後の整備予定や利用拡大の基盤整備等について、実施スケジュールとともに整理した「医療等分野データ利活用プログラム」を策定した。</p>	<p>内閣総理大臣 （健康・医療戦略担当大臣） 厚生労働大臣 経済産業大臣</p>

<p>「地域医療連携推進法人」制度の創設</p>	<p>複数の医療法人等を社員総会等により統括し一体的に経営可能とする、地域医療連携推進法人制度の創設等を盛り込んだ、医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）が平成 27 年通常国会で成立したことを受け、平成 29 年 4 月目途の施行に向けて、必要な政省令整備等の所要の措置を速やかに講じる。</p> <p>当該新制度を活用した他病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、平成 27 年度中に制度上の措置を目指す。</p>	<p>地域医療連携推進法人制度の創設等を盛り込んだ医療法の一部を改正する法律の施行に向けて、平成 28 年 12 月に関係政省令のパブリックコメントを行ったところであり、平成 29 年 4 月に施行する予定。</p> <p>当該新制度を活用した大学附属病院の別法人化に係る法制度上の対応については、平成 28 年 3 月に具体的な方針を公表した。さらに、平成 28 年 12 月に関係省令・告示を公布したところであり、平成 29 年 4 月に施行する予定。</p>	<p>厚生労働大臣</p> <p>文部科学大臣</p>
<p>個人に対する健康・予防インセンティブの付与</p>	<p>保険者が行う保健事業として加入者の自助努力への支援を追加すること等を内容とする、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）が平成 27 年通常国会で成立したことを受け、個人の予防・健康づくりに向けた取組に応じたヘルスケアポイント付与や保険料への支援等を保険者が行う際の具体的な基準等に関する考え方についてのガイドラインを平成 27 年度中に公表する。</p>	<p>個人の予防・健康づくりに向けた取組に応じたヘルスケアポイント付与等を保険者が行う際の具体的な基準等に関する考え方について、「個人への予防インセンティブ検討ワーキンググループ」で平成 27 年 9 月から平成 28 年 3 月まで議論を行い、同年 5 月に「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」を公表した。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>保険者に対する健康・予防インセンティブの付与</p>	<p>後期高齢者支援金の加算・減算制度や、国民健康保険制度において新たに創設される「保険者努力支援制度」について、被保険者の健康の保持増進や医療費</p>	<p>保険者種別共通の評価項目について平成 28 年 1 月に「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において行った取りまとめを踏まえ、保</p>	<p>厚生労働大臣</p>

	<p>適正化等に向けた保険者の努力を促すよう、メリハリの効いたスキームとすべく、平成 27 年度中を目途に検討を行い、平成 30 年度からの実施に向けて、必要な政省令整備等の所要の措置を速やかに講じる。</p>	<p>険者種別ごとにインセンティブを強化する仕組みの制度設計等を検討し、平成 28 年 4 月及び同年 7 月に上記検討会に検討状況を報告した。引き続き保険者種別ごとの仕組みの制度設計等について検討を進め、平成 30 年度からの実施に向けて、必要な政省令整備等の所要の措置を講じる予定。</p>	
<p>経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与</p>	<p>以下の点について、所要の措置を平成 28 年度中に講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業に対する健康経営の普及を推進するため、「健康経営アドバイザー制度」や「健康経営優良企業認定制度」の創設を進めるとともに、認定企業に対する金融市場や労働市場におけるインセンティブが付与される環境の整備に向けた検討を進める。 ・ 健保組合を中心に、従業員等の健康増進に向けた行動変容を促進するために、健康・医療情報を統合的に活用した各従業員等への健康リスクに見合ったサービスをどのように提供するかについて、検討委員会で議論を深め、実証を開始する。 	<p>企業が経営的課題として健康管理に取り組む健康経営の考え方について、中小企業への普及を推進するため、企業に助言・指導を行う「健康経営アドバイザー制度」を平成 28 年度から開始するとともに、「健康経営優良法人認定制度」を創設し、その初回の認定に向け、日本健康会議との連携により、平成 29 年 2 月の公表を目指して平成 28 年 11 月に申請受付を開始。あわせて、認定法人に対する金融市場や労働市場におけるインセンティブが付与される環境の整備について、平成 28 年 7 月から、次世代ヘルスケア産業協議会健康投資 WG において検討を行っている。</p> <p>従業員等の健康増進に向けた行動変容を促進するため、健康・医療情報を活用したサービスの実現を目指し、平成 28 年度から、企業・健保組合・医療機関等を中心に実証事業を実施している。</p>	<p>内閣総理大臣 (健康・医療戦略担当大臣) 経済産業大臣</p>

(2) クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020年に年間5,000億円(世界市場の5割程度)」【98】

⇒2014年度：年間3,525億円(車載用・電力貯蔵用蓄電池の市場規模の合計)

※シェアに固執することなく、確実に先端蓄電池市場を獲得し、収益を確保するため、KPIを「2020年に世界市場の5割獲得」から変更。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
電力システム改革(再掲)	平成28年4月に実施予定の電力小売全面自由化や、平成32年4月に実施予定の送配電部門の法的分離、それ以降に実施予定の小売料金規制撤廃等に向けて、必要な措置を速やかに講じる。	平成28年4月に電力小売市場が全面自由化した。引き続き平成27年6月に成立した電気事業法等改正法(第3弾)に基づき、電力・ガス・熱供給分野の一体的な改革を着実に推進する。	経済産業大臣
新築住宅・建築物の省エネ基準への適合義務化	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づき、誘導措置部分等の施行(基本方針、性能向上計画認定・容積率特例制度、表示制度等)、規制措置部分の施行(適合義務・適合性判定制度、届出・指示制度、大臣認定制度、住宅トップランナー制度等)に向けて必要な措置を速やかに講じる。	平成28年4月1日に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の誘導措置部分等を施行し、平成28年11月30日に同法の規制措置部分に係る施行令等を公布した(平成29年4月1日施行)。規制措置部分の円滑な施行に向けて講習会等による制度の周知徹底を図っている。	経済産業大臣 国土交通大臣

(3) 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030年に国内の重要インフラ・老朽化インフラは全てセンサー、ロボット等を活用した高度で効率的な点検・補修が実施されている」【109】
 ⇒次世代社会インフラ用ロボット及びセンサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、現場検証を実施している。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
次世代社会インフラ用ロボット、モニタリング技術の研究開発・導入	<p>平成27年度中に、公募・選定したロボット技術について、現場における検証・評価を行い、平成28年度の試行的導入の方針を検討する。また、災害調査分野のロボットのうち、平成26年度の現場検証で実用性が確認できた一部技術については、順次、災害現場への導入を推進する。さらに、維持管理分野のロボットのうち、実用性が確認されたものについて、平成28年度に試行的導入を行う。</p> <p>平成26年度に公募・選定した社会インフラのモニタリング技術について、現場における検証・評価を行い、その結果を踏まえ、随時、現場導入を図る。</p>	<p>平成27年度中に、公募・選定した70件のロボット技術について、現場における検証・評価を行った。そのうち、維持管理分野については平成28年度から試行的導入を実施している。また、災害調査分野のロボットのうち、平成26、27年度の現場検証で実用性が確認できた技術については、災害現場での活用を促進した。</p> <p>センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の5分野で、39件の現場検証を実施しており、今年度における評価結果を公表することとしている。</p>	<p>経済産業大臣 国土交通大臣</p>
インフラメンテナンス産業の育成・活性化	<p>インフラメンテナンス産業の育成・活性化を図るため、平成28年度中にインフラメンテナンス国民会議(仮称)の設置及びインフラメンテナンス大賞(仮称)の創設を行う。</p>	<p>平成28年11月に産学官民が一丸となって技術や知恵を総動員して取り組むプラットフォームとしてインフラメンテナンス国民会議を創設するとともに、日本国内の社会資本のメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰するインフラメンテナンス大賞を創設し、その募集を行った。</p>	<p>国土交通大臣</p>

(4) 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される」【112】

2013 年度末：48.7% ⇒ 2015 年度末：52.3%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する」【113】

2011 年産の全国平均のコメの生産コスト 16,001 円/60kg

⇒2015 年産の担い手のコメの生産コスト

- ・ 個別経営* 11,397 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 29%減）
- ・ 組織法人経営** 11,996 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 25%減）

*認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

**米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 26ha）

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万人とする」【115】

2010 年：1 万 2,511 法人 ⇒ 2016 年：2 万 800 法人

《KPI》「6 次産業化の市場規模を 2020 年に 10 兆円にする」【116】

2013 年度：4.7 兆円* ⇒ 2014 年度：5.1 兆円*

*食料・農業・農村政策審議会において 6 次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める 7 分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等）の市場規模の合計

《KPI》「酪農について、2020 年までに 6 次産業化の取組件数を 500 件にする」【117】

2014 年：236 件 ⇒ 2016 年（4 月末）：303 件

《KPI》「2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円（現状（2012 年）約 4,500 億円）とする」【118】

2012 年：4,497 億円 ⇒ 2015 年：7,451 億円

《KPI》「2013 年に訪日外国人旅行者数 1,000 万人を達成し（⇒達成）、さらに 2020 年に向けて、2,000 万人を目指すとともに、2030 年には 3,000 万人を超えることを目指す」【119】

⇒2013 年：1,036 万人 2014 年：1,341 万人 2015 年：1,974 万人
2016 年推計値：2,404 万人

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
農地中間管理機構の機能強化	農地中間管理機構の機能強化に係る施策を着実に実行するとともに、平成 28 年春（4 月を目途）に、農地の集積・集約化及び企業も含めた担い手	平成 27 年度の各都道府県の農地中間管理機構の実績について、平成 28 年 5 月開催の農林水産業・地域の活力創造本部において評価を行	農林水産大臣

	<p>の新規参入状況等の実情を把握し、平成 27 年度の各都道府県の農地中間管理機構の実績を評価する。その上で、必要な措置を講じることにより、同機構を通じた農地集積・集約化を推進する。</p>	<p>った。これを踏まえ、事業実績を予算配分に反映させる仕組みの導入、農地情報公開システムの提供・改良、相続未登記の農地に関する調査の実施等、同機構を通じた農地集積・集約を一層推進するための措置を講じた。</p>	
米政策改革の着実な実施	<p>平成 30 年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた取組を着実に実施するとともに、飼料用米の生産性について、平成 37 年度までにコスト削減や単収増により生産性を 2 倍に向上（担い手の 60kg 当たりの生産コストを 5 割程度低減）させるという目標の達成に向け、飼料用米のコスト構造を早期に把握・公表する。</p>	<p>平成 30 年産米を目途とする生産調整の見直しに向けた工程を確実に実施するとともに、飼料用米のコスト構造に関する調査を実施し、平成 28 年 10 月にその結果を公表した。</p>	農林水産大臣
収入保険の導入に向けた検討	<p>農業経営者のための収入保険の導入に向けて、平成 28 年度までかけて事業化調査を実施するとともに、制度の在り方や仕組みについて、関連する制度の在り方を含めて検討を進め、必要な法制上の措置を講じる。</p>	<p>平成 28 年度においても事業化調査を継続するとともに、平成 28 年 9 月から「収入保険制度の検討等に関する有識者会議」における検討等を進め、11 月に農林水産業・地域の活力創造本部において収入保険制度の仕組み等について取りまとめを行う等、必要な法制上の措置を速やかに講じることに向けて検討を進めた。</p>	農林水産大臣
輸出の促進	<p>我が国発の輸出用 GAP について平成 28 年度中に運用を開始し、平成 29 年度に規格の国際承認申請を行う。また、HACCP をベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みについて平成 28 年度より本格的な運営を開始し、国際規格化</p>	<p>我が国発の輸出用 GAP の規格を策定し、平成 28 年 9 月より認証を開始し、12 月までに 46 件の認証を行った。また、HACCP をベースにした国際的に通用する食品安全管理規格を策定し、平成 28 年 7 月より認証を開始</p>	厚生労働大臣 農林水産大臣

	に向けて取り組む。	し、12月までに2件の認証を行った。	
観光旅行消費の一層の拡大等	地方における更なる消費税免税店の拡大と消費の活性化に向け、外国人旅行者向け消費税免税制度について、平成28年5月より、免税販売の対象となる一般物品等の下限額を引き下げるとともに、海外直送手続の簡素化や購入者誓約書の電磁的記録による保存を可能とすること等の措置を講じる。	平成28年5月より、免税販売の対象となる一般物品等の下限額を引き下げるとともに、海外直送手続の簡素化や購入者誓約書の電磁的記録による保存を可能とすること等の措置を講じた。	財務大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
先手を打っての「攻め」の受入環境整備	通訳案内士制度の見直しによる有償通訳ガイドの供給拡大について、地域における多様な通訳ガイドのニーズに応えるため、地方公共団体が独自に育成する「地域ガイド制度」を導入するとともに、全国ガイドについて、資格取得後の研修により品質を確保するべく、必要な法制上の措置を講じる。	通訳案内士制度の見直しによる有償通訳ガイドの供給拡大について、地域における多様な通訳ガイドのニーズに応えるため、通訳案内士の業務独占を廃止し、名称独占のみ存続する等の措置を講ずる「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」を必要な措置を速やかに講じるべく検討を行っているところ。	国土交通大臣

3. 「国際展開戦略」関連

①KPIの主な進捗状況

《KPI》「2018年までに、FTA比率70%（2012年：18.9%）以上」【126】

⇒2017年1月時点：39.5%

※日本の貿易総額に占める、2017年1月時点におけるEPA/FTA発効済・署名済の国との貿易額の割合（2015年貿易額ベース）

※6本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中

《KPI》「我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円（2010年約10兆円）」【130】

⇒2014年：約19兆円

※KPIは「事業投資による収入額等」を含む

《KPI》「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在（2010年度）の約3倍に増加させる」【134】

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
経済連携の推進	TPP協定の速やかな署名・発効に向けて取り組むとともに、包括的かつ高いレベルの経済連携協定の妥結に向け、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進していく。また、TPP交渉の大筋合意を受けて策定された「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）における施策を着実に実施し、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成28年2月にTPP協定が署名された。平成28年12月に臨時国会で、TPP協定の締結について承認されるとともに、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）が成立し、平成29年1月に締結した。他の経済連携協定についても、交渉を着実に前進させた。 また、「新輸出大国コンソーシアム」の設立等、「総合的なTPP関連政策大綱」における施策を実施した。	内閣総理大臣 （経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）） 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
対内直接投資促進に向けた事業環境の改善	我が国に重要な投資を実施した外国企業を対象に副大臣を相談相手につける「企業担当制」など、対日直接投資推進会議が取りまとめた「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を、速やかかつ着実に実施する。	「企業担当制」につき、外国企業の公募を実施し、平成28年3月に対象企業9社を選定、実施した。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策））
インフラ輸出・資源確保	平成27年5月に公表した「質の高いインフラパートナーシップ」及び同年11月に公表したその更なる具体策を速やかかつ着実に実施する。なかでも、株式会社国際協力銀行（JBIC）については、民間の資金・ノウハウを活用した海外インフラ事業等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能強化に必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成28年通常国会で、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成28年法律第41号）が成立し、期待収益は十分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付等を行う「特別業務」を同年10月に新設した。	総務大臣 外務大臣 財務大臣 経済産業大臣 国土交通大臣

コンテンツを核としたクールジャパンの推進	平成 27 年 12 月に立ち上げた「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下で、コンテンツと周辺産業が一体的に海外展開する連携プロジェクトを組成するため、マッチングフォーラムを速やかに実施する。	「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下で、平成 29 年 2 月にマッチングフォーラムを開催予定。コンテンツ分野の企業と、製造・販売・サービスや食・観光分野等の企業とのマッチングを図るため、異業種連携の優良事例を発掘・表彰するとともに、異業種連携によるビジネス組成を目的とした商談会を実施する。	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略))
----------------------	--	---	----------------------------------

4. 「改革のモメンタム ～『改革2020』の推進～」 関連

施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
次世代都市交通システム・自動走行技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での東京臨海部での次世代都市交通システム（ART：Advanced Rapid Transit）を実現するため、平成 29 年度までに東京都及び事業主体に技術を引き渡せるよう、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等において、正着制御技術等の研究開発等を実施する。 高度な自動走行技術を活用し、高齢者等の移動制約者に対する移動手段（ラストワンマイル自動走行）の確保や、トラックの隊列走行の実現を図る。このため、平成 28 年度中に、事業モデルの明確化及びその実現に向けた課題の整理等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015 年 9 月にプロジェクトの事業者を京成バス株式会社に決定した。実施場所となる具体的なルートについては、2016 年 4 月に策定された事業計画において、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の時点で虎ノ門から国際展示場駅までの路線を実現すること等が示された。スムーズな加減速、自動幅寄せ（正着制御）、公共車両優先の交通システム等の研究開発・実証を実施している。 2015 年度から開催している産学官の「自動走行ビジネス検討会」において、ニーズの明確化や事業モデルの確定に向けて検討が必要な課題の抽出等を行った。 	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(科学技術政策)) 経済産業大臣 国土交通大臣
分散型エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 次世代のビジネスモデルの確 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーを活用 	経済産業大臣

<p>ギー資源の活用によるエネルギー・環境問題の解決</p>	<p>立を視野に、再生可能エネルギーと水素を組み合わせ、水素の「製造」、「輸送・貯蔵」及び「利用」の一貫したシステムを構築する。このため、研究開発等の実施とともに、平成28年度中に、経済性を意識したビジネスモデルに係る検討を進め、社会実装に向けたショーケースの場所及び実施主体を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーや蓄電池等と、高度な需要管理手法であるディマンドレスポンス等を統合的に活用することで、革新的エネルギーマネジメントシステムの確立を図る。このため、技術実証等の実施とともに、平成28年度中に、社会実装に向けたショーケースの場所及び実施主体を明確化する。また、平成29年までに「ネガワット取引市場」を創設するため、事業者間の取引ルールを策定する。 	<p>して水素を製造し、貯蔵・輸送・利用する技術実証の来年度からの本格的開始に向け、実証を実施する候補となる事業者を平成28年9月に決定。現在、各事業者が実証のフィジビリティ・スタディを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向け、技術実証を行う事業者を平成28年7月に決定し、実証を開始。現在、7事業者により東京、関西、九州の3つの電力管内で事業を実施中。 また「ネガワット取引市場」の創設に向け、「ネガワット取引に関するガイドライン」(平成27年3月策定)を平成28年9月に改定し、事業者間の取引ルールを策定した。 	<p>国土交通大臣 環境大臣</p>
<p>先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現</p>	<p>先端ロボット技術の社会実装を目指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 台場及び青海地区等に、パーソナルモビリティなどの先端ロボット技術を体験できるフィールドを構築するため、ユニバーサル未来社会推進協議会において、平成28年度中に、プロジェクトの具体化を進める。 市街地などの日常環境をはじめとする公共空間や空港において、多様なロボットがサービスを常時提供する姿を世界 	<p>先端ロボット技術の社会実装を目指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 台場及び青海地域に加え、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催予定会場を持つ埼玉県、神奈川県等についても体験フィールドの構築を進めるとともに、千葉市及び渋谷区において設置したユニバーサル未来社会推進協議会ワーキンググループにおいて、地域の課題・構想等に応じた社会実装に向けた具体的 	<p>文部科学大臣 経済産業大臣</p>

	<p>に発信するため、平成 28 年度中に、安全基準等に関する検討を終え、ユースケースの公募等を実施する。</p>	<p>な個別プロジェクトを開始した。引き続き、プロジェクトの具体化を進め、平成 28 年度中に具体的なアクションプランを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット活用に係る民間事業者等で構成されている「ロボット革命イニシアティブ協議会」において、平成 28 年 6 月に、ステークホルダー毎の責務を整理した「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全性確保に関するガイドライン（第一版）」をとりまとめた。また、市街地・空港等においてサービスを提供するロボットの実証事業を公募し、平成 28 年 8 月に採択の上、上記ガイドラインを適用しながら、事業を実施している。 	
<p>高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開（医療のインバウンド）</p>	<p>我が国の医療を海外に発信するため、海外からのニーズが高く、我が国の医療が国際的優位性を有すると考えられる分野に着目して、平成 28 年中に、国外からの渡航受診者の受入れを行う「日本国際病院（仮称）」のリスト化に向けた基準策定等を実施する。</p>	<p>平成 27 年 6 月に健康・医療戦略推進本部 医療国際展開タスクフォース インバウンド・ワーキンググループにおいて、医療渡航支援企業認証等ガイドラインを決定し、当該ガイドラインに従って、「日本国際病院（仮称）」のリスト化に向けて、MEJ（一般社団法人 Medical Excellence JAPAN）が平成 28 年 7 月に基準を公表し、公募を開始した。平成 28 年度末までに「ジャパン インターナショナル ホスピタルズ」としてリストを公表する予定であり、今後も継続して公募を実施する予定。</p>	<p>内閣総理大臣（健康・医療戦略担当大臣）</p>

<p>観光立国のショーケース化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者の地方への誘客のモデルケースとなる対象地域について、政府としての積極的な支援を行い、観光地としての磨き上げを行う内容について整理し、順次、実行に移していく。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、東京の主要ターミナル駅、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設、人気観光スポット等を結ぶ連続的なエリアにおいて行うバリアフリーの対策内容を整理し、整備を進めるとともに、デジタルサイネージ等による使用言語等の属性に応じた分かりやすい案内情報の提供等も含めて、ショーケースとしてふさわしい形とすべく、平成28年度中に、場所及び実施主体を明確化する。 ・羽田・成田空港について、鉄道・バスによるアクセスを改善するとともに、平成28年度中に、ショーケースとする内容を明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者の地方への誘客のモデルケースとなる対象地域に対して、観光庁を中心に設置した関係省庁横断的なプロジェクトチームにおいて、観光地としての磨き上げを行う内容を整理し、積極的な支援を行っている。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議等の下で、障害当事者の参画も得つつ、場所や実施主体も含めたバリアフリーの対策内容や案内情報の提供方法等を整理し、整備を進めている。 ・羽田・成田空港について、鉄道・バスによるアクセスを改善するとともに、国土交通省を中心とした関係者連絡会において、ショーケースとする内容の検討・整理を行いつつ、各事業主体で取組を進めている。 	<p>内閣総理大臣 （女性活躍担当大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣） 総務大臣 文部科学大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣</p>
<p>対日直接投資拡大に向けた誘致方策</p>	<p>対日直接投資の拡大に向け、平成32年をターゲットイヤーとして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なイベントも最大限活用しながら、ビジネスカンファレンスの開催など、我が国を挙げた取組について対外発信を行う。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年からの Regional Business Conference (RBC) 	<p>平成28年10月7日に東京において平成32年開催予定の Japan Business Conference (JBC) のショーケースと位置づけた対日直接投資セミナーを開催した。同時にこの会議をRBCの参考としながら地方公共団体との連携を強化し、RBC開催への道筋を明確化する活動を行った。特にラグビーワールドカップに合わせた</p>	<p>文部科学大臣 経済産業大臣</p>

	<p>について、平成 28 年度中に、地方公共団体との連携強化や個別企業へのアプローチ等を実施し、具体的な誘致案件形成につなげるなど、開催への道筋を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年秋に、経済界、地方公共団体の協力を得て、「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を開催し、「世界経済フォーラム」とのジョイントセッションを設けるなど投資誘致の取組を行う。 平成 32 年の大規模なグローバルベンチャーサミットの開催を見据え、平成 28 年度中に、海外のベンチャー関連イベントとの連携強化等を進めるとともに、国内外のマッチングイベントに参画・協力する諸外国の政策当局との対話等を進めるなど、グローバルベンチャーサミット開催に向けた道筋を明確化する。 	<p>開催、オリンピック事前キャンプと合わせた開催、地域特性に合わせた開催が可能かどうか議論し、明確化する活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 10 月に経済界、地方公共団体等の協力を得て「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を開催した。延べ約 1,150 名の国内外のビジネスリーダー（国内約 850 名、海外約 300 名）が参加した「官民ワークショップ」では、「世界経済フォーラム」とのジョイントセッションを含む 26 のセッションを実施し、世界的課題を軸に日本企業の強みを発信した他、ビジネスマッチングの機会を提供する等、投資誘致の取組を行った。 日米のベンチャー・キャピタリストや大企業新事業担当者、起業家等が交流する日米 VC カンファレンス（MOMENT）について、平成 27 年度米国シリコンバレーでの開催に続き、日本で初めて開催（平成 28 年 9 月開催）し、日本のベンチャー企業への投資の活性化につながる機会を提供した。 <p>併せて、平成 28 年 10 月、ベンチャー企業と大企業のオープンイノベーションの推進を目的としたアジア最大級のマッチングイベント（イノベーション・リーダーズ・サミ</p>	
--	--	--	--

		<p>ット)と国内外で活躍するベンチャー関係者の交流イベント(新事業創造カンファレンス)を同時開催し、ベンチャー、大企業、海外企業等の連携を促進するなど、我が国のベンチャー・新事業の創出を促す取組を加速化した。</p> <p>さらに、国際的なビジネスマッチング・交流企画への協力・連携等を進めており、平成28年度においても、国内ベンチャー企業をはじめとした我が国の投資環境としての魅力向上を図るイベントの国内開催を後押しした。</p>	
--	--	---	--

三. KPI レビューの実施

「日本再興戦略」「『日本再興戦略』改訂2014」及び「『日本再興戦略』改訂2015」により、136のKPIが設定されているが、これらの各KPIについて、その進捗状況等を踏まえて、A、B、F、Nの4種類に区分した。

目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗しているものをA、AほどKPIが進捗していないものをB、施策の実行自体がKPIとなっており、年度ごと施策の実施状況を確認するものをF、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの(今後、データが得られ次第評価を行う)をNとした。

136の各KPIの現状における進捗(A、B、F、Nの区分)及び進捗の詳細については、別添において取りまとめており、136の各KPIの進捗状況については、A区分70、B区分39、F区分11、N区分16となっている。

四. 成長戦略関連の法律

「日本再興戦略」「『日本再興戦略』改訂 2014」及び「『日本再興戦略』改訂 2015」に掲げられた施策に関連する法律（閣法）については、第 185 回国会（平成 25 年臨時国会）において 9 本、第 186 回国会（平成 26 年通常国会）において 30 本、第 187 回国会（平成 26 年臨時国会）において 5 本、第 189 回国会（平成 27 年通常国会）において 22 本、第 190 回国会（平成 28 年通常国会）において 21 本、第 192 回国会（平成 28 年臨時国会）において 7 本成立しているところ。

国会回次	成立した成長戦略関連の法律の数
第 185 回国会（平成 25 年臨時国会）	9 本
第 186 回国会（平成 26 年通常国会）	30 本
第 187 回国会（平成 26 年臨時国会）	5 本
第 189 回国会（平成 27 年通常国会）	22 本
第 190 回国会（平成 28 年通常国会）	21 本
第 192 回国会 （平成 28 年臨時国会）	7 本

成立した成長戦略関連の法律は、以下のとおり。

（1）第 185 回国会（平成 25 年臨時国会）

- ・電気事業法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 74 号)
- ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年法律第 81 号)
- ・薬事法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 84 号)
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)
- ・産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)
- ・農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成 25 年法律第 102 号)
- ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 103 号)
- ・国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)

（2）第 186 回国会（平成 26 年通常国会）

- ・独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律
（平成 26 年法律第 1 号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 4 号)
- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 10 号)
- ・雇用保険法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 13 号)

- ・貿易保険法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 19 号)
- ・株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成 26 年法律第 24 号)
- ・電波法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 26 号)
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 27 号)
- ・次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 28 号)
- ・中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 30 号)
- ・内閣府設置法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 31 号)
- ・港湾法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 33 号)
- ・特許法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 36 号)
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 39 号)
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 41 号)
- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 44 号)
- ・健康・医療戦略推進法(平成 26 年法律第 48 号)
- ・独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成 26 年法律第 49 号)
- ・道路法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 53 号)
- ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 66 号)
- ・電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)
- ・出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 74 号)
- ・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 77 号)
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)
- ・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成 26 年法律第 84 号)
- ・学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 88 号)
- ・会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)
- ・小規模企業振興基本法(平成 26 年法律第 94 号)
- ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 95 号)

(3) 第 187 回国会 (平成 26 年臨時国会)

- ・関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 110 号)
- ・経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律(平成 26 年法律第 112 号)

- ・地域再生法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 128 号)
- ・まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)
- ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法
(平成 26 年法律第 137 号)

※ 議員立法として、サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)が成立している。

(4) 第 189 回国会 (平成 27 年通常国会)

- ・地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)
- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号)
- ・電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 26 号)
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 28 号)
- ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)
- ・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成 27 年法律第 35 号)
- ・電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)
- ・不正競争防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 54 号)
- ・特許法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 55 号)
- ・国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律
(平成 27 年法律第 56 号)
- ・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 57 号)
- ・貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律
(平成 27 年法律第 59 号)
- ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 61 号)
- ・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)
- ・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律
(平成 27 年法律第 65 号)
- ・航空法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 67 号)
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 71 号)
- ・勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 72 号)
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 73 号)

- ・医療法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 74 号)

(5) 第 190 回国会 (平成 28 年通常国会)

- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)
- ・地方税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 13 号)
- ・雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 17 号)
- ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 22 号)
- ・地域再生法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 30 号)
- ・サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 31 号) ・国立研究開発法人情報通信研究機構及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 32 号)
- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 36 号)
- ・特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法(平成 28 年法律第 43 号)
- ・株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 41 号)
- ・国立大学法人法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 38 号)
- ・港湾法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 45 号)
- ・海上交通安全法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 42 号)
- ・行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成 28 年法律第 51 号)
- ・確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 66 号)
- ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 58 号)
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (FIT 法) 等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 59 号)
- ・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 62 号)
- ・国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 55 号)
- ・宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 56 号)
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 72 号)

(6) 第 192 回国会（平成 28 年臨時国会）

- ・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
（平成 28 年法律第 76 号）
- ・衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保等に関する法律
（平成 28 年法律第 77 号）
- ・出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 88 号）
- ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
（平成 28 年法律第 89 号）
- ・割賦販売法の一部を改正する法律
（平成 28 年法律第 99 号）
- ・環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律
（平成 28 年法律第 108 号）
- ・公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）

※ 議員立法として、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）が成立している。